

## 第 60 回高知県国土利用計画審議会

開催日時：令和 5 年 2 月 9 日（木） 13:30～

場所：高知県立文学館 1 階 ホール

委員：遠藤順也、岡部早苗、尾崎真紀（欠席）、笹原克夫、玉里恵美子、釣井利勝、畠中智子、  
広末幸彦、藤川和美、藤本武志、松島貴則

1 開 会

2 挨拶

高知県土木部副部長

3 議 題

(1) 会長及び会長職務代理者の選任

・新会長あいさつ

(2) 議事録署名人 2 名の選任

(3) 諮問事項

・土地利用基本計画の変更について

－土地利用基本計画図及び計画書の変更－

(4) 報告事項

・土地利用基本計画の報告事項について

－林地開発許可等の状況－

(5) 前回審議会における質疑及び報告について

(6) モニタリング調査の結果について

・四万十（町）森林地域の縮小（太陽光発電所）

(7) その他

4 閉 会

---

---

### 1 開会

（司会）

それでは定刻になりましたので、ただ今から第 60 回高知県国土利用計画審議会を開催いたします。  
委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日司会進行を務めます用地対策課・課長補佐の武中でございます。どうぞよろしくお願い  
いたします。

まず、開会にあたりまして、高知県土木部副部長の岩崎からご挨拶申し上げます。

### 2 挨拶

（岩崎副部長）

皆様、こんにちは。土木部副部長の岩崎でございます。

本日はお忙しい中、第 60 回高知県国土利用計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。  
また、日ごろから本県の土地行政をはじめとします県政全般にご協力をいただいておりますことに、この

場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

本年度の審議会は、任期満了に伴います委員の改選がございます。今回、新たに4名の委員の方をお迎えしまして、引き続きご就任いただいた7名の委員の皆様と合わせまして 11 名の方々に、これから3年間ですが、よろしく願いいたします。

さて、現在県が掲げております5つの基本政策のうち、土木部では、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化、インフラの充実と有効活用の2つを推進しながら、本県が目指すべき姿の1つであります、安全、安心な高知の実現に向けまして全力で取り組んでいるところでございます。

そのような中、この審議会は、国土利用計画法の基本理念でございます、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と、国土の均衡ある発展を図ることを目指しまして、各分野の委員の皆様幅広い見知からご意見をいただくものでございます。

本日の会議は、次第にございますように、知事より諮問いたしました土地利用基本計画書の変更や、森林地域の縮小案件につきまして、委員の皆様方にご審議いただき、答申を決定していただきたいと考えているところでございます。

また、報告事項などにつきましては、土地の開発や利活用におきまして適切な取り扱いがなされているか、ご意見やアドバイスをいただき、今後、それぞれの担当部署の取り組みに生かしていくことが大事であると考えているところでございます。

最後になりますが、今後とも県政の発展にご支援を賜りますよう、お願い申し上げまして、私からの開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、まず、配付しております資料の確認をお願いいたします。

審議会次第の裏面に配付資料の一覧が載っております。配付漏れはないかご確認をお願いいたします。

続きまして、今回委員の改選がございまして、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、議題に入ります前に、全員の方に自己紹介をお願いしたいと思います。

配付資料の委員名簿の上から順番をお願いいたします。

分野、所属団体など、遠藤様からお願いいたします。

なお、本日は、新たに委員になられた方で、尾崎様が所用のため欠席というふうに聞いております。

遠藤様、よろしくお願い致します。

(委員)

ただ今ご紹介いただきました四国森林管理局長の遠藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。

昨年 10 月に着任いたしまして、高知は着任初めてでございます。高知県、国有林、四国の中の3分の2が高知で占めておりまして、その中で、ぜひ、国有林野事業を適切に進めて、地域の振興に頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

(委員)

岡部と申します。高知市内で設計事務所をしております。よろしくお願い致します。

(笹原委員)

高知大学の理工学部門の笹原と申します。専門がこれ、防災と書いてあるんですが、私、土木工学が専門でして、主に土砂災害の発生メカニズム、地盤工学的なメカニズムを扱っております。そういう目で少し見させていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(委員)

失礼します。高知大学地域協働学部の玉里でございます。今期もどうぞよろしくお願いいたします。専門は社会学や社会福祉、地域福祉などをやっております。日頃は、学生とともに、高知県下のまちづくりや地域共生社会づくりなどに取り組んでおりますが、この会でもどうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

水土里ネット高知の釣井と申します。土地改良関係の業務をやっております、分野は水問題となっております。農業用地とか、基本的には農業基盤整備の調査、計画等を行っております。よろしくお願いいたします。

(委員)

高知のまちづくりを考える会、代表の畠中と申します。分野はまちづくりとなっておりますけど、このまちづくり、専門職の方のまちづくりとはちょっと違っていて、市民参加、あるいは住民目線ということですので、そういう高知で暮らしている人の目線でこの審議会に関わらせていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

広末幸彦と申します。高知市商店街振興組合連合会理事長ということで、商工業ということで、商工会議所でも一応、副会頭ということになっておりますので、まちづくりの観点、商店街の関係でまた発言させていただきます。

自分のところは、帯屋町で広末金物店という会社、アベニューというビルを運営しておりますので、マクドナルドのあるビルです。ぜひ来てください。大変コロナで苦戦しております。よろしくお願いいたします。

(委員)

高知県立牧野植物園、指定管理、公益財団法人牧野記念財団の藤川和美と申します。ここに植物研究課となっておりますが、実は、「らんまん」、盛り上がっているところで、ちょっと研究課から広報課に1月1日から異動になりまして、今、広報課担当しております。

ただし、専門分野は植物の保全・保護です。そういった希少種の保護という立場からこの会議に参加して、意見を述べたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

高知県宅建政治連盟の藤本と申します。政治連盟の会長を十何年やっております、特に宅建協会は、まちづくり、防災、それからまた地域経済の活性化等について、県、市、国にも……。国には我々の上部団体、全宅連という組織を通してありますが、そういう提言活動、要望活動をやっております、非常にこの委員

会、勉強になりますし、また、そういう観点でご意見を申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

(委員)

高知大学農学部農林海洋科学部のほうで農業経営の担当をしております松島と申します。よろしくお願ひいたします。この審議会の委員も2期目、3期目ぐらいになって、長老気味になってきましたけれども、農業という視点でいろいろご意見を差し上げられたらというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

(司会)

ありがとうございました。委員の任期は、高知県国土利用計画審議会条例第3条により、3年間となっておりますので、令和8年1月19日までとなっております。どうかよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日の出席委員数をご報告いたします。

本日の審議会には、10名の委員の出席をいただいております。これは、委員定数11名の半数以上を満たしておりますので、当審議会条例第5条第3項に定められております2分の1以上の出席により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本審議会は「高知県審議会等の会議の公開に関する指針」及び「高知県国土利用計画審議会運営要領」によりまして、公開することとなっておりますので、ご了承願ひします。

### **3 議題**

(司会)

それでは、議事に入りたいと思います。

会議の進行につきましては、審議会条例第5条第2項によりまして会長にお願ひすることとなっておりますが、本日は、改選後初めての会でございますので、会長のご選任をいただくまでの間、勝手ながら私のほうで進行を務めさせていただきます。

それでは、議題(1)の会長の選任についてでございます。

本審議会条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選によるということになっておりますが、これについて、いかがいたしましょうか。

(委員)

よろしいですか。

(司会)

はい。お願ひします。

(委員)

やはり引き続き笹原先生に、あの真ん中のお席にお座りいただいたら、私たち安心して審議ができるかと思ひます。お願ひできますでしょうか。

(「異議なし」の声あり・拍手)

(司会)

先ほど委員から笹原委員を会長にというお声をいただきました。委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」の声あり)

(司会)

笹原先生、よろしいでしょうか。

(笹原委員)

はい。

(司会)

それでは、よろしくお願ひいたします。

会長席のほうに移動をお願ひいたします。

それでは、笹原会長からご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(笹原会長)

ただ今、会長に選出されました笹原でございます。前回から引き続きの方には、「またか」というところがあると思うんですが、またよろしくお願ひします。

特に新任の委員の方、4名いらっしゃいますけれど、ちょっとお願ひしたいことがございます。私、ほかの委員会でもいろいろこういう座長とか、委員長をやらせていただきますけど、とにかく皆さんにしゃべっていただく、というところがモットーです。時間超過してもあまり気にしないという悪い癖があります。この審議会も1時間半超えたことがありました。そこまではやるつもりはありません。

皆さん、特にいろいろな団体等々の責任あるお立場の方も多いので、少し何か制限があるのかもしれないんですが、ご発言できる範囲内でできるだけどんどんご意見を出していただけるとありがたいと思ひます。

それともう一つ、これ、10年ぐらい前に少しこの審議会で議論になったんですが、われわれ、何と言うのかな？ 国土利用計画法でしたっけ？ 法律に基づいてこの審議会の権限というものを紐解くと、事実上あまり権限がない。最終段階の調整機関なので、実質の審議というのは、例えば、森林法であれば県の治山林道課さんが決める。その最後を確認するだけみたいなのがござひます。

10年ぐらい前ですかね。委員の方で、何か無力感というか、少し投げやりなご意見も聞かれました。確かにそうだなと思ひました。だけど、ふと考えてみたらどうか、例えば、県の用地対策課のホームページを開くと、この審議会の議事録って公開されています。発言者の名前は伏せてありますけれど、あと個人情報も伏せてますけど、特に報告事項とか、こういうところを見ると結構刺激的な内容です。見る人が見たら、これは、使えるなというような内容です。

ですから、私が皆さんにお願ひしたのは、議事録を作るための仕事をしようよ。そういう、皆さんのご見識のうえに貴重なご意見をいただいて、それを議事録という紙に残すということが非常に重要だと思ひますので、ぜひその点でご協力をお願ひしたいと思ひます。以上です。

(司会)

どうもありがとうございました。

岩崎副部長ですが、所用のため、申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。

(岩崎副部長)

申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

《岩崎副部長 退席》

(司会)

それとすいませんが、委員の皆様にご協力のお願いがございます。審議会の議事録をきちんと作成していくということでございますので、委員の皆様方には、発言を正確に残すために、マイクのご使用をお願いしたいと思います。マイク係を構えておりますので、発言の際には挙手のうえでお願いしたいと思います。

それでは、これ以降の進行につきましては、笹原会長をお願いしたいと思います。

笹原会長、よろしくお願いいたします。

(笹原会長)

はい。わかりました。

そうしましたら議事を進めていきたいと思うんですが、式次第を見ていただくと、(1)の議題が会長だけではなくて、会長職務の代理者の選任というものがございます。不測の事態のときに、会長職を務めていただくということですが、これが、本審議会条例の第4条第3項の規定により定められていると。その方につきましては、会長が指名をするということでございますので、僭越ですけれど、私のほうから強引に指名をさせていただきたいと思います。

前回到引き続き、松島委員、お願いしたいところでございますが、いかがでしょうか。

(「はい」「異議なし」の声あり・拍手)

(委員)

僭越ながら補佐させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。ご承認いただきましたので、松島委員に会長職務代理者をお願いしたいと思います。

そしたら、松島委員、こちらの会長職務代理者席へお願いします。

続いて、議題の(2)番でございます。議事録署名人の選任、2名ですね。これに入りたいと思いますが、これも審議会の運営要領の第6条第3項により、慣例なんですけれど、私のほうからお願いさせていただきたいと思います。

過去の議事録署名人のリストがございまして、これを真剣に検討したんですが、その結果、本日……、ちょっと敬称略でいきます。畠中、松島の両委員にお願いしたいところがございますが、いかがでしょうか。

(「はい」「異議なし」の声あり)

(笹原会長)

ありがとうございます。そうしましたら畠中委員と松島委員に議事録署名人、後日になりますが、お願いすることになりますので、よろしく願います。

さて、そうしましたらこれで運営に関わる議題が終わりました。

これから本番に入っていきますが、議題の(3)番を見ると、諮問事項ですね、「土地利用基本計画の変更について 一土地利用基本計画図及び計画書の変更一」ということで、前半が土地利用基本計画の説明みたいなのがございますが、その後、計画書の変更の中で諮問ですね、過去に報告いただいたものが工事が完成したりして、その事例が出てくるということでございますので、これをまず検討したいと思います。

そうしましたら、事務局、願います。

(事務局 中平課長)

用地対策課長の中平です。本日はどうぞよろしくお願いたします。着席をしましてご説明をさせていただきます。

それでは、先ほどお手元にお配りしました諮問書のほうをまず読み上げさせていただきます。

「4高用対第584号 高知県国土利用計画審議会 会長 笹原 克夫 様

高知県土地利用基本計画を別添のとおり変更したいので、国土利用計法第9条第14項において準用する同条第10項の規定により諮問します。

令和5年2月9日 高知県知事 濱田 省司」

諮問書は以上でございます。

続きまして、本題に入ります前に、今回新しい委員の方もご就任をいただいておりますので、土地利用基本計画についてここで少しご説明をさせていただきます。

お手元の資料2の2ページをご覧ください。

「土地利用基本計画とは」ということで、ちょっと読み上げさせていただきます。

国土利用計画法に基づき、国が定める国土利用計画を基本として、都道府県が策定するものでございます。土地利用に関する基本となる計画で、県土利用の基本的な考え方や方針を定めるものとなっております。次に3ページをご覧ください。

その役割については、各個別規制法に基づいて定められる諸計画の上位計画に位置付けられておりまして、それぞれの諸計画の総合調整の役割を果たすとともに、県土利用の基本方向を示すものであります。

また、国土利用計画法では、土地の取引や遊休土地に対し、土地の利用目的について勧告等、是正を求めることができる制度があり、土地の有効活用に対する指針となるものであるとともに、各個別規制法の規制についてもその基本方針を示すものとなっております。

4ページをご覧ください。

土地利用基本計画は、計画書と計画図で構成をされておりまして、計画書としては、土地利用に関する基

本的な方針や都市地域や農業地域など、五地域に区分した土地利用調整指導方針を定めております。計画書については、本県では、第4次の全国計画を受けて、平成23年3月に策定しております第4次の土地利用基本計画が現行のものとなっております、この後、ご説明をいたしますけれども、今回、第5次の土地利用基本計画書の策定について答申をいただきましたら、国のほうへの報告を行いまして、変更手続きを行うこととなっております。計画図としましては、その五地域の範囲を示した5万分の1の地図で構成をされております。計画図は個別規制法に基づく区域の変更案件がありましたらその都度諮問を行って変更をしております。今回は、令和2年度以来、2年ぶりの変更となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

今、ご説明しました五地域の範囲を示した図面については、国土交通省が全国の土地利用基本計画図を統合・電子化し、ホームページで公開をしております。

次に、6ページをお願いいたします。

審議会へお諮りする時期について記載をしております。

個別規制法による地域・区域を変更する場合は、その決定前、またはそれと同時に土地利用基本計画の図面を変更することとされております。

森林地域につきましても同様の取り扱いとなりますが、森林法において地域森林計画の変更は、伐採や造成が行われた開発行為完了後に行われるため、事後追認になりますことから、林地開発許可等の処分後のタイミングで当審議会において、いったんご報告をさせていただきまして、改めて開発行為完了後に土地利用基本計画の図面を変更する際に諮問事項として審議をお願いするかたちになっております。

土地利用基本計画の説明は、以上となります。

(笹原会長)

ありがとうございました。

実際の審議というより、土地利用基本計画についてご説明いただきました。

要点は、特に案件数の多い治山林道課さんの森林区域、地域においては、その案件数の膨大さ故、事後承認になるという、本来、良くないことですけれど、行政コストというか、能力を考えるとやむを得ないところがあるかと思いますが、ちょっとそういう限界もあると。

あともう1つは、先ほどご説明いただいたように、そういう森林地域なら県の森林部局が審査して、その後、上がってきたものを我々が審査すると、ですから総合調整ですね、もともと。ただ逆に言うと、総合調整って昔の国で言うと内閣府みたいにほとんど権力がないということになりますので、その限界を如何に我々は打破するかということがございます。

ちょっとそのへんをお見知りおきのうえで、何かご質問等々ございますでしょうか。この内容について。

委員、お願いします。

(委員)

6ページの最後に、「道路や風力発電等の線事業は対象外となる」ということが書かれていますが、かなり風力って線ではなく、大規模な開発行為だと思うんですが、ここは、すいません、どういう解釈をしていいのか。線事業だから除外っていうのは認められていることなんですか。



(笹原会長)

じゃあ、事務局、お願いします。

(事務局 中平課長)

これは、この米印(※)の先ほど発言がありました資料の6ページの下のところなんですけども、米印(※)の「なお」のところでございますが、計画図が5万分の1ということで、道とか、線事業というのは幅が100mに満たないということで、地図に表記したときに、これがなかなか確認できないということで対象外になっているところなんです。

(笹原会長)

大丈夫ですか。

委員、いかがですか。

(委員)

はい。わかりました。

(笹原会長)

技術の限界というところですね。

(事務局 中平課長)

はい。すいません。ちょっとそんなかたちで、ちょっと。はい。よろしくお願いします。

(笹原会長)

ただし、デジタル化がどんどん地図も進みますので、状況が変わっていく……、数年以内に。特に政府のほう、デジタル庁もできていますので、このへんは変わるかもしれません。

あと、1点だけ。昔、某地方でそういう風力発電の審議をしたことがあるんですが、そのときは、線のところは審査対象外だけど、実際に風力発電のあれをつくる場所は面積があるので、そこは対象になったということもございます。ですから、もう機械的に、その細いところは切るよというだけの話で、全部を切るわけではないということです。

(委員)

ありがとうございます。

(笹原会長)

ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次、実際の諮問事項、基本計画の変更ということで、個別の箇所の話が始まりますが、この中でも国土利用計画に関するご質問等々、あれば受け付けますので、よろしくお願いします。

じゃあ、そういうことで、事務局、「土地利用基本計画の変更について」ということで、まずご説明をお願いし

ます。

(事務局 中平課長)

それでは、本題の諮問事項のほうで、資料1「土地利用基本計画の変更について(案)」と書かれた資料からご説明をさせていただきます。

これは、先ほど、諮問書を私のほうが読み上げましたけれど、諮問書に添付される資料になります。これについては、国が定めた様式でありまして、本日、審議会で答申をいただいた後に、国のほうに提出をしまして、意見聴取等を行い、変更処理がされていくという流れになっております。

なお、今回の諮問事項は、土地利用基本計画書の変更、これは第5次改定になるものになります。それと、計画図の変更が2件というかたちになっております。

それでは、この資料1の内容に沿ったかたちで順番にご説明をさせていただきます。

まず、資料1の1ページをご覧ください。1番の「五地域区分の変更概要」をご覧ください。

このページは、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域区分の変更概要の総括表となっております。

今回の変更は、真ん中の列の「変更する面積」③の列になりますけども、上から3つ目の森林地域を 14ha 縮小するもので、後ほどご説明します2つの案件の合計面積となっております。

また、真ん中の列の「拡大面積②」の列ですけども、下から2つ目の白地地域の拡大面積 10ha は、2つの案件のうち室戸市の案件につきまして、現在の地域区分として森林地域のみで区分されておりまして、他の地域との重複がございませんので、森林地域 10ha を縮小することにより、五地域のいずれにもかからない白地地域になるというところでございます。

それでは、2ページの(2)変更地域別概要をご覧ください。

今回、変更しようとする地域別の場所や面積、変更理由等を記載しております。今回は、室戸市1件、それから高知市1件の計2件の森林地域の縮小案件がございます。内容につきましては、後ほど、資料2を使って個別にご説明をさせていただきます。

次の3ページをお願いいたします。

「2 計画図」について、資料1の7ページから 13 ページにかけてその内容を掲載しておりますけども、これも後ほどご説明をさせていただきます。

次に4ページの「計画書」についてです。

ここで、諮問事項の1つであります計画書の変更については、資料6の第5次改定の土地利用基本計画書(案)と、資料7の新旧対照表(案)のとおりとなっております。

ここで、資料6をご覧ください。資料6の計画書(案)の資料をお願いいたします。これまで改定の手続きを進めてまいりました第5次の計画書の内容について、ここで1点ご報告をさせていただきます。

これまでの事前調整の中で、国土交通省の担当部署より、この計画書をめくっていただいて、1ページの一番上の「高知県土地利用基本計画とは」というところの段落なんですけども、現在の文章は調整した後の文章なんですけども、もともとの計画書の文章にこういった一文があります。ちょっと読み上げます。

「なお、高知県の基本計画は、平成 23 年4月の第4次改定において、国土利用計画(県計画)との統合のうへ改定をしており、今回の第5次改定においても双方の性格を併せ持つものである。」という一文を、最初のこの計画書の案には入れていたんですけども、これについて、国のほうから、「国土利用計画の県計画と、今

回改定しようとする土地利用基本計画を統合する旨の記載は不適切である」というような指摘をいただきました。

これにつきましては、高知県でこの土地利用基本計画書の第4次改定をしたときに、国土利用計画の都道府県計画については策定しないということで、前回の改定のときに見送った経過がございます。

国土利用計画法について、もともと全国計画があって、都道府県計画があるんですけど、都道府県計画については、「策定できる」という「できる規定」になっておりますので、高知県の場合は、第4次改定は、以降しないということで、当時、そういう話がございます、今回の基本利用計画の5次改定にあわせて県計画のほうも改定する、しないの話をしたときに、改定はしないという話できた経緯がございますので、今回、利用計画のほうの策定にあたって、その県計画との統合する旨の記載があったということがちょっと適切でない、国のほうからのお話をいただきましたので、この記載の部分については、今回、削除するかたちで調整をさせていただいたということで、今日、この場でご報告をさせていただきます。

それから次に、今回の計画書の変更の背景についてご説明をさせていただきます。

平成27年8月に国において、第5次の全国の国土利用計画が策定され、この全国計画の内容も踏まえて、今回、県の土地利用基本計画書の改定を行おうとするものでございます。これまで、委員の方々には、審議会やワーキングでのご意見をいただきまして、この第5次の計画書(案)を策定することができました。

ここで申し訳ございません。資料の8をご覧ください。土地利用基本計画書改定スケジュールになります。

この計画の改定作業につきましては、この資料の中段のところになりますけども、一昨年、令和3年の2月の審議会において、土地利用基本計画書の素案を協議し、承認をされました。その後、県庁内の関係課との調整を経まして、国土交通省のほうにも事前調整を依頼したところです。昨年1月には市町村長への意見照会を行いまして、6月には、計画素案に対する県民の皆様からのご意見を幅広くいただく、パブリックコメントのほうも実施いたしました。それから10月には、高知県議会の産業振興土木委員会のほうへも報告を行ったところです。

今後のスケジュールにつきましては、当審議会で本日、諮問事項として答申をいただいたうえで、今月中頃に国の国土交通省のほうへ意見照会を行いまして、この3月には内容を確定しまして、高知県の公報のほうに告示等を行うということで、一連の作業を終えるということで、変更手続きは完了するという流れになっております。

ここで、元の資料1の5ページのほうに戻っていただきたいと思います。

4番の「市町村・国土審議会への意見聴取等の結果」をご覧ください。

「(1)都道府県庁内での調整」は、県庁内関係課との調整結果を記載しております。昨年12月に土地に関する県庁関係課の協議組織であります高知県土地対策協議会に意見照会をした結果、「意見なし」との回答をいただいております。

「(2)市町村」につきましては、今回の計画図の変更地域がある2つの市への意見聴取の結果となっております。これについては、室戸市、高知市いずれも「意見なし」との回答をいただきました。

それから「(3)国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関」、つまり本日のこの国土利用計画審議会のことになりますけども、本日、答申をいただきましたらその旨を記載いたしまして、国に提出することになっております。

それから次の「(4)国土交通省等との事前調整」は、国土交通省の国土政策局総合計画課を通じまして、関係省庁と1月に調整をし、「意見なし」との回答をいただいているところです。

次に6ページになります。「変更案件の補足説明」につきましては、変更案件の補足説明内容を一覧表としたかたちでここに掲載させていただいております。

それから次の7ページ以降につきましては、先ほどご説明をさせていただきました、今回の計画図の変更区域や変更位置図の資料が付いておりますけども、少しわかりづらい部分もございますので、この後、資料2を使いまして、詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ですけども、資料1の「土地利用基本計画の変更について(案)」に係る説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料2を使いまして、今回の計画図の変更とその内容についてご説明をさせていただきます。

資料2の7ページをお願いいたします。

タイトルは、「2 土地利用基本計画の変更について(案)」というところです。

今回、諮問事項としまして、計画図の変更について、ここに室戸市と高知市の2件の森林地域の縮小にかかる案件を記載させていただいております。

8ページをお願いいたします。

まず、整理番号1の室戸森林地域の縮小案件についてご説明をいたします。

場所は、室戸市の西の端で奈半利町に隣接する山腹の室戸市羽根地区になります。太陽光発電施設用地の造成面積の拡大にかかる他用途転用により、森林地域を縮小しようとするものでございます。他地域との重複はございません。

本件は、平成 29 年度の当審議会で諮問を行い、答申を受け、約 37ha の森林地域について、一度図面を変更しております。また、平成 30 年度に森林開発の変更許可を受けて、約7ha の森林地域を縮小して報告をしております。さらに令和元年度には、約3ha の変更許可を受けて、縮小の報告をしているという、これまでの経緯がございます。

今回の諮問内容としましては、個別規制法所管課によりまして、森林地域から除く範囲と面積が確定しましたので、土地利用基本計画図においても平成 29 年度の諮問答申より後で変更が行われました 10ha について森林地域の縮小を行うものでございます。なお、前回の面積と合わせますと合計で 47ha の森林地域の縮小になります。

左の図が現在の国の LUCKY というシステムでインターネット公開されている土地利用基本計画図に、今回の変更箇所を黄色で示しているところでございます。緑の斜線部分が森林地域を示しておりますが、真ん中の斜線がない部分は、平成 29 年度に答申をいただき、図面を変更した箇所となっております。

次に9ページをお願いいたします。

今回の変更箇所を示したものとなっております。

事業の概要といたしましては、大阪に本社がある民間事業者Aが約 28MW の規模の太陽光発電を目的としまして、造成工事を行ったものでございます。本件につきましては、開発面積が 10ha 以上であるため、用地対策課所管の高知県土地基本条例の手続きを経た後に、平成 29 年4月に森林法の当初の開発許可を受けて、同月から工事を開始しており、令和元年6月に開発行為をいったん完了しております。

図面の薄い茶色の小さな四角の部分がパネルを設置したエリアとなっております。周辺部の白地を含む黄色の線で囲まれた範囲が今回形質を変更する森林に相当します。

この事業の残置森林面積も加えた事業区域は、約 117.98ha となっております。

10 ページに上空からの完成写真を載せております。

次に、11 ページをお願いいたします。

県の防災マップに土砂災害警戒区域、それから土砂災害特別警戒区域、砂防指定地等の範囲が示されたものに、赤い枠線で今回の開発エリアを大まかに示したものとなっております。

ご確認いただけますように、事業区域全体が砂防法に基づく砂防指定地であります。砂防指定地内で施設または工作物の新築や改築、土地の掘削、盛土、切土などの制限行為を行うには県知事の許可が必要となるため、事業者は高知県砂防指定地管理条例に基づく制限行為に係る当初の許可を平成 29 年4月に、森林法の開発許可と同日で受けているところでございます。

本件の場合、森林の地域の変更に伴う手続きにより、当該エリアは森林地域ではなくなり、五地域のどの地域からも外れる白地地域となります。しかしながら、砂防指定地としての変更はありませんので、将来、二次的な開発の際にも制限行為に該当する行為がある場合は、同条例に基づく制限行為の許可が必要になります。

整理番号1の室戸森林地域の縮小案件の説明は以上となります。

ここでちょっとお時間いただきまして、少し土砂災害警戒区域についてのご説明をさせていただきます。

土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)、土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)は、土砂災害防止法に基づき都道府県が指定する「土砂災害のおそれがある区域」ということとなります。

中でも特にレッドゾーンにつきましては、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域となっております、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われるということになります。

ここでいう特定の開発行為というのは、住宅地の分譲、それから社会福祉施設、学校及び医療施設といった要配慮者利用施設の建築開発の行為になります。今回、審議と報告を行う案件のような事業用地の造成、それから残土処理場や太陽光発電の施設につきましては、これは該当しないということになります。

それから資料2の最後の 57 ページ、58 ページに、防災マップに関する補足説明を記載させていただいております。

58 ページをご覧ください。

県の防災マップでは、先ほど説明をさせていただきましたレッドゾーン以外に法指定されている範囲で開発等に制限行為の許可が必要となるものとしましては、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域、それから砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域がございます。地すべり防止区域は、砂防指定地があれば県の防災砂防課、保安林等があれば県の治山林道課、それから土地改良事業施工地域等があれば県の農業基盤課というかたちで所管課が決まっております、そちらのほうでの事務処理が必要になってまいります。

説明がすごく長くなりましたけども、私からの説明は以上となります。

(笹原会長)

1つ1つやるんでしたっけ？ 諮問事項は。

(事務局 中平課長)

そうです。1件ずつです。

(笹原会長)

わかりました。

ちょっとはじめに、今説明いただいた 58 ページなんですけど、一番上の土石災害危険箇所等、この中の土石流危険渓流と、あと何だっけ？ 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、これは、実は高知県防災マップには掲載してません。この防災砂防課所管の土石災害危険箇所なんですけど、これは事業計画を作るために勝手に調査しているという位置付けですので、法指定箇所でも何でも無いということで、全国的にももう防災マップから土石災害危険箇所は落とそうという流れが進んでいまして、昨年度かな？ 本県の防災砂防課も落としております。

ただし、崩壊土石危険地区と山腹崩壊危険地区、あと地すべり危険地区もそうかな？ 治山林道課さんとか、農業基盤課のものは、本県の防災マップに掲載されているところですよ。ですから、そちらだけ生き残っていると考えてください。ただし、これも法指定箇所ではございません。

そういうところですが、まずは、整理番号1「室戸森林地域の縮小」ですね。平成 29 年に諮問、それから我々の目にも何度かとまっているものですが、ご意見、ご質問等々ございますでしょうか。

はい。じゃあ、委員、お願いします。

(委員)

すいません。基本的なことをお聞きしますが、58 ページのほかのことは、土石流のところだったりするのは、土石流が発生するおそれがあるところよねっていうのはわかるんですけども、この中で、この言葉だけでは意味がわからないと思うのが、砂防指定地です。これは何のために、どういうふうに指定されて、何をしなければいけない土地なのかがわかりません。教えてください。

(笹原会長)

おそらく同じことが、急傾斜地崩壊危険区域、あと地すべり防止区域にも言えると思うんですね。ただ、代表としてこの砂防指定地について、少しご説明いただけますか。

私のほうでやろうか？

(事務局 中平課長)

申し訳ありません。

(笹原会長)

砂防指定地、砂防法に基づいて指定されるもので、土石災害防止法の土石災害特別警戒区域等々より厳しいです。ぶっちゃけ、これ、砂防堰堤つくるときに指定することが多いのですが、本県は、面指定をなぜかして。ですから、通常ほかの県ですと砂防ダムをつくる建設用地の周辺だけということが多いんですね。だけど、本県では頑張ってる面指定っていうんですけど、もう少し上のほうまでやっている。

砂防指定地っていうのは何かというと、これ、一昨年度、その前、熱海の土石流災害以降、脚光を浴びてきたところですけど。土石災害の発生を防止するために、この指定地をつくと。ですから、この指定地に指定されたところは、特に土石の採取、要は穴を掘ることですね。あと、先ほどご説明のあった盛土、そういう土地の形質の改変があると、それが流れ出る可能性がある、土石流出の可能性があるので、そういう掘

削、盛土に対して非常に厳しく見ているところがこの砂防指定地でございます。

急傾斜地法の急傾斜地崩壊危険区域、これは崖崩れ対策事業の擁壁とかつくる事業ですが。あと地すべり等防止法の地すべり防止区域、これは治山林道課さんとか、農業基盤課も同様だと思うんですが、これも基本的には同様に、おのおの崖崩れとか、地すべりが起きないようにそういう土を盛るとか、掘削するということを非常に厳しく規制している地域でございます。

ですから、今回の1つ目、土砂災害特別警戒区域、かかってませんが、これは当然であって、土砂災害特別区域は集落、人命が対象なんです。人が住んでいないところですので、今回のところは、ですから土砂災害警戒区域等々はかける必要がない。だけど、土砂流出防止のための砂防指定地にかかっているんで、その意味では、厳しい、土石の採取等々の審査は、平成29年度にはなされているという位置付けになります。

じゃあ、委員、お願いします。

(委員)

今回の見直しといいますのは、林地開発許可とセットになっていると思うんですけど、今度、今年の4月1日から太陽光発電設備の設置につきましては、面積0.5ha以上が林地開発許可の対象となるんですけども、そうなりますと、今後は、太陽光発電設備の0.5ha以上の林地開発許可による森林面積の縮小についても国土利用計画の対象になるというふうに考えてよろしいでしょうか。

(笹原会長)

事務局、お願いします。

(治山林道課 高宮チーフ)

国土利用法の話なんで。

(笹原会長)

これはやっぱり用地対策課さんのほうでいこう。

(事務局 中平課長)

ちょっと申し訳ございません。我々のほうでそのあたりの情報収集はうまくできてなくて、再度確認をさせていただきます。次回以降、そのあたりの手続きは抜かりがないようにやっていきたいと思っております。

(委員)

開発許可が出て事業が終わった後の処理ということなんで、まだ時間があると思いますので、整理のほう、よろしくをお願いします。

(笹原会長)

非常に重要な情報提供でございましたので、早急に治山林道課さん等々と連携をとって、体制をつくっていただければありがたいと思います。

(事務局 中平課長)

申し訳ございません。そんなかたちで、今後やってまいりますので、よろしく願いいたします。

(笹原会長)

遠藤委員、ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問。広末委員、お願いします。

(委員)

すいません。今でもこうやって山を削ってソーラーをつくってというのが結構案件が多いんですが、ちょっと経済的なことを、今まで聞いたかもしれんけど教えてもらいたいですよ。

開発業者が、この場合やったら民間事業者Aというのが目を付けて、ここへ開発して、太陽光をつくると言ったんよね。民間事業者Aという会社がここの持ち主に、ここ、山を持ってる人がおるわけよね、所有者。それから買うなり、借りるなりして、計画を練って、やって、損益出して、当然儲けんといかんからやるわけですよ。それで最初の計画しちゅうより、また増やしていくわけですね。今回も山林が減るといことは、パネルを増やすわけやろう？ これ。そうやって広げていったときに、地権者とこの民間事業者Aとのやり取り、それで、この該当する市町村はどういう関係になってるか。

要は、経済的な金の流れがどうなるか。最悪、この前、高所に載っちゃったけど、パネルが余って、処理が非常に困っちゃうとか、耐用年数が過ぎてとかいうことがあったけど、そこ、これがどれくらい耐用年数か知りませんが、民間事業者Aが操業しだして、例えば 10 年経ってかなり傷んだときに、損益状況が悪くなってよね、また、台風等が来て壊れて……。そこまで管理ができるんか。最終がどうなるかということです。経済的なこと、すいません。わかります、私の言うこと？

(笹原会長)

事務局、いかがですか。

要はあれですね。最後、片づけっていうか、維持管理できるように、その企業の財務状況、大丈夫か、チェックしているかということですね。お願いします。

(治山林道課 高宮チーフ)

治山林道課の高宮と言います。

まず土地の話がありました。土地の話に関しましては、基本的に事業者が、お話にあったように購入する。で、土地所有者になるということが大前提。もし、買うことができないよというのであれば、使用承諾、同意をもって土地を使っていらっしゃる。当然そこに賃借料があるのか、ないのかということまでは把握はしておりません。

損益の話に関しましては、開発許可するうえで事業として儲かるのかとかいうところまでは審査の対象になっておりません。開発行為を行うのに必要な資金があるのか、融資の状況がどうなのかとかというのは確認するようにはしておりますけども、最後、それが黒になるのか、赤になるのかということまでは審査の対象になっておりません。

あと、耐用年数の話がありました。耐用年数に関しましては、FIT 法ですね、固定買取制度に基づく年数



というのが大体 20 年とされておりますので、最低 20 年なんですけども、事業者によると、それ以上利用することは可能だと。

直接うちの担当ではないんですけども、太陽光に関してパネルの処理については、途中で事業者が倒産した場合に備えて、売り上げから基金を積み立てるといようなエネ庁の指導でそういうふうなことをやられているように聞いております。

ちょっと私のわかる範囲ではこの程度なんですけども。

(委員)

この開発の土地は、民間と賃貸契約、もしくは売買契約をするわけか。それに対して、該当する市町村はなんちゃあ、管理するあれは、責任はないわけかな？

(治山林道課 高宮チーフ)

すいません。市町村に関しましては、基本的には事業者の事業活動になりますので、市町村が関与するということは原則ないです。よっぽどその開発行為とかっていうところ、規模が大きいのですので、市町村が絡んで協定を結んだりとか、その以後の管理について事業者と市町村でどういうふうに対応しますよという場合もあるようには聞いていますけども、積極的にそれを許可の条件としているわけではございません。市町村がどう動くかということに……。

(委員)

基本的に民と民との契約で、このパネルの事業が成り立つ、スタートするということで。後の処理も民と民で、その契約した両方で責任とってちょうだいということですかね。

(治山林道課 高宮チーフ)

基本的には、そうですね。民間の事業活動になりますので、最終的に公がどれだけ絡むかという話はなかなか難しいかなと思います。

(委員)

その後、もしパネルが駄目になって、例えば、転用するとかっていうことになったら、またここへ許可申請が来るわけ？ 住宅団地にするとか、例えばね。

(委員)

開発許可……。

(委員)

開発許可を出さんといかんでしょう？

(治山林道課 高宮チーフ)

すいません。森林法の許可というのはないです。ただ、住宅団地にしますよっていうことになると、都市計画

法の開発許可というのが必要になってくる。

(委員)

それも許可申請して、その地権者と次やろうという民間の民と民の契約で成り立っていくということね。そういうこと。

(治山林道課 高宮チーフ)

そうなりますね。はい。

(委員)

はい。ありがとうございました。

(委員)

ちょっといいですか。

(笹原会長)

はい。そしたら藤本委員、お願いします。

(委員)

先ほど言われた、農地法の5条、転用した場合には、非常に厳しい取得費、工事費、それからそれに目的、建築物を建てる工事費等のいわゆる残高証明と、融資証明とか、資金を、例えば1億要るなら1億持ってる、2億要るなら2億持ってるという、いわゆるそういう資金の持ってるストックの証明を出さんといかん。

ただ、林地開発に関しては、先ほどちょっと言われましたけど、取得費と造成費ぐらいで、事業形態のいくらかかかるかまで求めてないでしょう？ この太陽光パネル、例えば2億かかるとか、3億かかるとか。なかなかそこまでの資金の残高証明取るというのは、普通の企業には難しいですから、単なる取得費と工事(費)ぐらいの資金計画書と、いわゆるそれを持ってる、所有……、そのお金をストックしてるという証明、それぐらいの証明でいってると思うんですが。

(笹原会長)

高宮さん、いける？ 可能な範囲でお願いします。

(治山林道課 高宮チーフ)

はい。林地開発というのが造成までというところが基本的なんで、原則、おっしゃるように、造成費用まではいただいています。その後、パネルがいくらかかるかというところまでは、ごくごくまれに付けていただく事業者さんもいらっしゃいますけども、それは大抵、融資証明が多いです。

(委員)

わかりました。はい。

(治山林道課 高宮チーフ)

はい。

(委員)

基本的には売買ですよ。これ、賃貸でやる場合は、ほとんどないです。

(笹原会長)

日本の法律って、個人の主権、国民主権を非常に守るんですよ。ですから、規制に対して非常に厳しい。そういう中で、この林地開発許可にしても自由な経済活動を最大限保証するというので、あとは、森林法の目的からしてもやむを得ないところがあります。多分農地法より緩くなってるのは、そのへんになるのは仕方がない。だから法律で縛るといのは、なかなか難しいところですね。

だからこそ、なんて言うのか、法律以外のところで、つまり行政の手以外のところで少し残していかなきゃいけないっていう……、残すというのは、例えば、この議事録とかですね。今のやり取りも非常に重要なんです。ですから、冒頭の私の挨拶で、この審議会の権限の限界、かなり限界すぐ来ますよ。大した権限持っていませんって言いましたけど、そうでないところでどんどん、どんどん、情報を出していくということを我々がやるべきじゃないかなというふうに考えています。

広末委員、よろしいですか。今の話。

(委員)

はい。

(笹原会長)

広末さんがご発言いただけると非常に心強いところがございます。

(委員)

恐れ入ります。

(笹原会長)

藤川委員、お願いします。

(委員)

先ほどの法の話になりますが、環境のアセスのほうの審議会を担当している、岡部委員と一緒になんですけど、ある一定の開発行為にあたる場合、アセスであったり、事前調査ですね。例えば、この森林が天然林であるか、人工林であるか、希少種であるかどうか。どんな動物が棲息しているか。ある一定の規模以上ですと、そちらの審議のほうで準備書であったり、方法書であったり、いろんなアセス法に基づいてこの森林は残すべきかって審議がなされるんですが、太陽光パネルに関しては、規模がこうやってちょこちょこ小さく開発行為、開発行為っていうのでなっていくと、そちらの環境保全の面からは制限が全然かけられないような状態に高

知県なっていると思うんですね。

その部分だけ、高知県で、例えばやはり森林を守るという立場から、ある一定の太陽光のパネルに関しても、もう 50ha 以上に再来年ぐらいなりそうな勢いだと思うんですよ。やっぱりそういった意味で、高知県独自の森林を守るっていう対策ですよ、そういった面もつくってもよろしいんじゃないかなというふうには感想、思いましたけれども。

自然共生課のご担当の方もいらっしゃるので、そういった面でちょっと、何か今後の方針とかありましたら教えていただけたらと思います。

(笹原会長)

何か、コメントできますか。無理だったらいいです。

(自然共生課 山内課長補佐)

自然共生課の山内と申します。

藤川委員が言われたように、今現在、県のほうでアセスという正式な手続きをとって審議を行おうとすると、どうしても規模要件がかかってきまして、今、県の条例、アセスのほうで対象になるのが面積 50ha 以上というところになっておりまして、それ以下になってしまうと、ちょっと「アセスが必要です」ということを事業者に対して求めることができないという状況にはなってしまう。

そうなると、今後、条例が今の制限だと不適切だというような気運が高まってきたら条例の見直しなんかも検討しなくちゃいけないとは考えるんですけど、ちょっと現段階ではそこを制限するものはないといったような状況になっております。

(委員)

ありがとうございます。

(笹原会長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(笹原会長)

現段階で行政の権限にもかなり限界がある。なおかつ、自由な経済活動に対する規制という悪い面もありますので、やむを得ないところがある。そういう中で、我々何をするか。これ、前回の私ども、今、お残りになっている新任ではない委員の方と議論したんですが、そういう中でやっぱりどんどんこういう議論をして記録に残していくべきだろうというふうに思いますので、こういう議論自体が大事だと思います。

それとともに、さっき、治山林道課さんの説明を聞いていて、この数年でかなり森林行政も太陽光パネルに対する施策、変わってきたな、進んできたなということを感じました。林野庁さんだけじゃないですけど、行政もやっぱりできることはどんどん進めていこうという姿勢が見えますので、そのへんもにらみながら私どもも

議論を進めていくことになるのかなと思います。

いずれにしてもこの室戸の案件、我々、頭に入れておかないといけないですね。

はい。ほかに何か、ご質問、ご質問ございませんでしょうか。

じゃあ、岡部委員。

(委員)

すいません。この地図を見ると……。

(笹原会長)

岡部さん、何ページですか。

(委員)

11 ページとか……。こっちのほうの方がわかるな。8ページの右側の地図を見ていただいたらわかると思うんですが、ここの部分の、今、当該部分の下のほうに加領郷というのがあります。加領郷港かな？ 漁港があるんですね。で、全然関係ない話かもしれませんが、ここで、お魚が釣れなくなったんだそうです。そこでキスとかいろいろ釣れていたんですって。それが、濁水がすごくて釣れなくなったということなんです。

先ほど委員さんのほうからありましたように、風力発電のときだったら動物だったりとか、水生動物だったりとかっていうことを随分とみんなで観察しますので、濁水があるということは絶対許されないことになるんですけども。先ほど、私がお聞きした砂防指定地に砂防堰堤をつくるということは、土砂が流れてきたときに堰堤をつくるというような意味に私は解釈しましたが、そこを、今まで森林で木が植わっていて、木が土砂を自然の堰堤のようなかたちで堰き止めていたものを全部ごっそりと除けてしまって、裸地にしてしまって、それでそうやって濁水が実際、今、この加領郷のほうに流れて行ってるという現実を見たときに、ちょっとこれは、今から私たちが目を光らせて考えていかないと、第2の熱海になるなという気がすごく私は……。その釣りを趣味にしている人から愚痴を聞いたときに、すごく怖い話だなと思ったので、そのあたりをちょっと今からも皆さんで、先生の言葉を借りると、監視をしていかなければいけないのかなというふうに感じております。そういう環境に対する影響ということもやはりみんなで考えていっていただきたいです。森林というのが、どれほど私たちの住んでいる環境を整えているかということを見ると、私たち、この委員会に出ていつも森林地域の縮小の話ばかり聞いているですよ。で、森林地域が増えましたという話は1回も聞いたことがないんです。だから本当に悲しいんですよ。いつ84(ハチヨン)がなくなるのか、84%を切るのかっていうのをドキドキしながらいつも見てるんですけども、そんなことも含めて森林を減らすということほどれほど大きいことなのかというのをまたみんなで改めて思わないといけないのかなって感じましたので、よろしく願いいたします。

(笹原会長)

ありがとうございました。

高宮さん、この流域って加領郷のほうにも水、行くんですか。8ページの左側の写真見ると、尾根の上なんですかね、この開発区域が。そうであれば行きますよね、水。

(治山林道課 高宮チーフ)

すいません。僕も1回だけしか行ったことないですけども、担当したの最近なんで。僕の認識ですと、一部、奈半利のほうに流れるというふうな認識はあります。

(笹原会長)

やっぱり、そうですね。

(治山林道課 高宮チーフ)

委員、おっしゃっていたように、加領郷の港に土砂が流れてきたよというお話を、直接じゃないですけども、聞いたこともございます。ただ、森林法の許可する段階では、土砂の流出の防止であるとかっていうところは、最大限、審査しているところではございますので、そこらへんを一応ご承知おきいただければなど。

今回、砂防指定地にかかるということで、砂防河川が、奈半利川ですけども、砂防堰堤を何基かやったというように、土砂の流出を防ぐためにですね、というようなこともちょっとお聞きしております。ちょっと正確じゃないですけど。

(笹原会長)

ですから行政としては、でき得る範囲のことは過去にはやったということになりますね。それが、効果が薄かったのか、効果がなかったのか。いずれにしてもちょっとルールの限界なのかもしれません。そうすると、先ほど委員がおっしゃったように、監視していくということになりますね。問題意識を持っておきましょう。

あと、事務局におかれては、こういう議論があったこと、特に砂防指定地内からの土砂流出が加領郷方向に入っているというところ、防災砂防課にまた情報提供しておいていただけるとよろしいと思います。

(事務局 中平課長)

はい。わかりました。

(笹原会長)

私が言いましたということで。

(事務局 中平課長)

今日の議事録もまとめて、また担当課のほうには情報提供いたします。

(笹原会長)

はい。藤本委員。

(委員)

はい。先ほどの委員のご意見にも関連することですが、結局、平成 29 年から仕上がり令和6年ということで、約7年か、林地開発取ってから7年経つということは、その間、この草木、木とか草を切ったわけですから、その間が長ければ長いほど、山林の表面浸食能力と言いますけど、はげ山が叩かれると硬くなるんですよ、粘土のように。だから、その粘土へ雨が降ると土砂がものすごい流れやすくなるという状況が続くから。

それから、この太陽光発電も7年前から言うと電気の買い取り金額なんか、7年前といたら確か 30 円台と思うんですが、今、1kW、12 円ぐらいに下がっているわけですよ。一番高いとき、40 何円からどんどん、どんどん毎年下がっているから、途中でこういう7年もかかるような事業は、現実と言うと採算が取れなくなる場合もあるから。

一番、僕が言いたいのは、要は、最初の林地開発する目的で、例えば、林地開発の期間が何年になつてかわからないけど、計画書では平成 29 年から1年ぐらいの期間で、それから何カ月で太陽光発電を設置して、そこから販売を開始するというふうな事業計画が出てんだと思うんですが、やはりその事業の期間を県のほうもチェックして、で、もしそれで、工事が完了してないとかいうのであれば、その理由書を添付してもらおう。今後計画でいつ頃できそうかというふうに、後を追いかけていかないと、これが5年経とうが、10 年経とうが、全然向こうは平気で、しまいには太陽光発電が、要は採算が取れなくなって、ただのはげ山で放られるとかいうことが出てくる可能性があるんで、今後、できれば、その期間のチェックは県としたらできるんじゃないですか。最初の事業計画のチェックですね。

(笹原会長)

はい。じゃあ、治山林道課、お願いします。

(治山林道課 高宮チーフ)

お言葉ではございますけども、許可する範囲では、何年間で仕上げます、完了しましたというところまで、私どもは管理しております。この室戸の案件、今、たまたま出てきておりますけども、令和元年には完了しておりますので、ちょっとタイムラグがあつて、ここに今出てきているということなんですけども。

もちろん工期の管理というのはしていますし、途中で、例えば、やめようかなというようなことも許すつもりはまったくございません。森林法というものがそもそもそこにあつた森林の機能を維持しなさいという……、造成するにしてもですね、維持して造成しなさいなんで、そこまではやらせることができます。監督処分という処分もありますので。

(委員)

なるほど。

(治山林道課 高宮チーフ)

中止命令、それから復旧命令ということが出来ますんで、それはそのようにするように私どもも考えておりますんで、はげ山のまんま途中で逃げ出すということはないように考えております。

(委員)

はい。わかりました。

(笹原会長)

これ、規模が大きくて……、私は防災砂防課に初めてこの話を聞いたんですけど、やっぱり関係各課も注目していたんで、できることはやっただいただいていると思います。そういう中でやっぱりまだ行政の取り組みは

当然ながら十分ではないというところ……、それ、非難するわけじゃないんですよ。ですから、そういう中で、我々何をすべきかということを考えるのかなと思っております。とにかく徹底的な情報戦ですよ、これ。

(委員)

わかりました。

(笹原会長)

はい。ほかに何かございますか。

そうしましたら次、2番にいきましょう。それで、この土地利用基本計画の変更について、次の2番の高知市池が終わったらいったん休憩に入ります。じゃあ、お願いします。

(事務局 中平課長)

はい。それでは、次に資料2の12ページのほうをお願いいたします。

整理番号2の高知森林地域の縮小案件について、ご説明をいたします。

場所につきましては、右側の位置図に示しております、高知医療センターの南側で県道376号線に隣接した山林となっております。開発に係る森林面積は約4haで、変更理由としましては、資材置場等の造成が完了したため、計画の変更を行うものでございます。

他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

13ページをお願いします。

事業の概要といたしましては、資材置場等の造成を目的に、平成12年9月に当初の林地開発許可を約1.37haで受け、平成18年度の当審議会では、目的を「宅地造成」に変更する林地開発の変更許可を約4.32haで報告をいたしました。その後、高知市の株式会社民間事業者Bが事業を承継しておりまして、令和4年8月、前回の審議会におきまして、事業目的が「宅地造成」から「資材置場等」に変更したことや、令和3年5月に林地開発の変更許可を約4.22haで受けていることをご報告したところでございます。

令和4年1月26日に事業完了、それから確認調査を令和4年2月18日に受けていることから、今回、諮問事項として森林地域の面積を縮小するというにいたしましたものでございます。

事業区域は、約6.6haで、形質を変更する森林部分は約4.2haとなっております。図面中央部分が資材置場というかたちになっております。

次に14ページのほうをご覧ください。完成写真を掲載しております。

それから次の15ページには、開発エリアを示した防災マップを掲載しております。ご覧のとおり、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと、土砂災害特別警戒区域のレッドゾーンが開発区域の一部に入っておりますけれども、先ほどもご説明しましたとおり、今回の開発行為では特別な許可は必要ございません。

なお、前回の審議会ではイエローゾーンのみが区域に入っているとご説明しておりましたが、笹原会長のほうから現状を再度確認するように言われておりましたので、担当部署であります防災砂防課のほうに確認を行うとともに、また、防災マップが更新されておりましたので、今回、改めてご報告をさせていただいたところでございます。

整理番号2の高知森林地域の縮小案件に関する説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。



(笹原会長)

はい。ありがとうございました。そういうことでございます。こちらのほうのご審議をお願いします。これも私ども、何度か見ているやつですね。ご意見、ご質問等々ございますか。

(委員)

これもあれですか。そしたら……。もう具体的に。

(笹原会長)

民間事業者Bですからね。

(委員)

かまいません？

(笹原会長)

ちょっと控えて。議事録に載せられる程度で。

(委員)

わかりました。そしたらソフトに。

最初、林地開発から宅地開発に前の所有者が開発許可を取って、途中でとん挫して、最終的にこの会社が引き取って、また、林地開発に戻したと。結局、われわれの目線からいうと、林地開発と宅地開発の造成の許可基準がまったく違いますから、土羽で済むとか、擁壁も宅地開発なら全然、すごいごつい擁壁が要るんで。で、結局林地開発にまた戻して、また山とか、フラットになったときに、あとで宅地開発で出すと。

ここもさっき僕が言うたように、平成 12 年からもう何年経ってるんですかね。24、5 年経ってる。もう非常にこのはげ山の状態で昔から残ってるんで、この業者さんは、この側でも前、林地開発で取っていた山を最終的に分譲してますから……。もう全員ご存じだと思うけど、いろんな工場とか資材置場とかが建っていますね。最終的にそこへ持って行くから、僕はそれをまた林地開発で受けていいんかな？というような、現実的な気がしますということで。

まあ、あと、いろいろ具体的に知ってますけど、これぐらいにしときます。

(笹原会長)

コメントということで、あれしましょう。林地開発許可を受けざるを得ないところもあると思いますし。

(委員)

それはしょうがないですね。

(笹原会長)

ちょこっとだけ、私のほうで補足すると、委員が以前解説してくれた、この会社ですよ、これ。この会社、こ

うやって。だから……、民間側も知恵を使われて……。この程度に納めておきます。

(委員)

大体……。 (笑) けど、これ、しょうがないでしょう。林地開発に変えられたら、また。

(笹原会長)

そのへん、お願いします。高宮さん。

(治山林道課 高宮チーフ)

すいません。宅地開発、林地開発って違うものみたいに言われてますけども、要は、森林区域を1ha 超えて開発しようとするものが林地開発になる。で、そこで目的が宅地造成なのか、資材置場なのかというだけで、すべてずっと林地開発では来てるんです。そこで、主目的が何なのかということで、ここはお名前が出てましたけど、何回か業者さんが変わってるんですね。そういうこともあって、目的がコロコロ、コロコロというものもありますんで、それは仕方ないのかなというのが申請書を受ける側の立場から言えることかなと。

(委員)

しょうがないですわ。向こうが林地開発で出されたら。

(笹原会長)

ですから肅々のご検討いただいてという中で、多分、ご担当課も歯痒いところがあるかもしれませんが、法律でできる範囲でやっているということですね。これもだから見ていくしかない案件ですね。私も時々、この下、パトロールしてます。(笑)

(委員)

ひどいですね、ここは。本当に。

(笹原会長)

この事業主体の話になりかねないので、ちょっとやめときましょうか。はい。

そうしましたら、こうすることで諮問事項、土地利用基本計画の変更についてというところ、終了したいと思います。

それで、5分程度休憩をして、次の報告事項……。我々にとったら事業完了前のもので報告事項のほうが重要だと思いますけれど、それにまた休憩後入りますので、よろしくをお願いします。

(事務局 中平課長)

笹原会長、答申のほうをここでいただいてから区切りのほうがいいかなと思いますけど、よろしいでしょうか。

(笹原会長)

はい。そうしましょう。はい。すいません。

答申書は、はい。お願いします。

(事務局 中平課長)

そしたら、特に、ご意見はたくさんいただいたんですけども、知事からの諮問に対して答申を原案でいただくというかたちでよろしいでしょうか。

(笹原会長)

読み上げてください。

(事務局 中平課長)

はい。答申書の朗読をさせていただきます。

「4国土審第3号 令和5年2月9日 高知県知事 濱田 省司 様

高知県国土利用計画審議会会長 笹原 克夫

高知県土地利用基本計画の変更について(答申)

令和5年2月9日付け4高用対策第 584 号で諮問のありましたうえのことについては、諮問どおりの変更を適当と認めます。」

以上になります。

(笹原会長)

はい。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員)

あの……。

(笹原会長)

じゃあ、委員。お願いします。

(委員)

すいません。私、毎回、これ、もがりゆうような気がするんですが、「適当と」の言葉はどうしても必要なんでしょうかね。

今、この委員の皆さんとのやり取りから見ると、誰も「適当」と思っていないと思うんですけど。まあ、しゃあなしで認める、モヤモヤとしているけど認めるっていう、この気分があるんですよね。ですので、「諮問どおりの変更を認めます。」ぐらいの、せめて、そこの抵抗をしたいなと感じました。

(笹原会長)

これ、事務局、法律用語で「適当と認めます。」と書いているのか、それともそういう変更が利くのか、そのへ

ん、いかがですか。

(委員)

そうですね。法律的に必要であれば、そこまでは強く言いませんが。

(事務局 中平課長)

ちょっとこの細かい文言が国のほうから指定があるのかどうか、そこはちょっとごめんなさい、今、ここで確認が取れてないんですけども、これまでこういったかたちでの文面になって、県のほうから諮問させていただいた内容、特に今回は、計画書もございますけども、図面の変更についてご了解をいただいたという意味で「適当」という言葉をつかわせていただいております。

(笹原会長)

そしたら、これ、ちょっと宿題にさせてください。「適当」という……、適当だけじゃないですけど、ここが、法律上必要な文言なのかどうか。それをメール審議のようなかたちでやらせてください。ちょっと手間ですけど。やっぱりこういう議論があったということが重要ですので、少し大事にさせてください。

(事務局 中平課長)

はい。そしたら、文言的に「諮問どおりの変更を適当と認めます。」とありますが、この「適当」というのを取って、「諮問どおりの変更を認めます。」というような、そんな文面がいいんじゃないかという、ご意見ということで賜ってよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(笹原会長)

はい。

(事務局 中平課長)

そしたらそこにつきましては、再度事務局のほうで確認をしまして、また、各委員のほうにご連絡をさせていただきます。

(笹原会長)

はい。お願いします。

じゃあ、すいません。ちょっと事務局、お手間をかけますけれど、そういうことで、委員の皆様におかれても、再度、ご確認をいただくということでお願いします。諮問への答申ですから重要ですよね。よろしく申し上げます。

じゃあ、そういうことでちょっと5分ほど休憩を入れたいと思います。

この後の報告、結構数多いですけど、皆さん、力尽きないように休んでください。

## 《休憩》

(笹原会長)

そうしましたら議事を再開したいと思います。

次、(4)の報告事項なんですけど、ちょっと時間も押していますので、委員の皆さん、ご発言を簡潔に、短時間をお願いしたいと思います。

あと先ほどかなり、多分ほかの案件にも通じるような本質的なご意見も出てまいりました。ほかの案件にも通じるんですけど、それを全案件で言っていると時間がなくて、先ほど出た意見は省略していただけるようにご配慮いただくとありがたいところでございます。

そうしましたら報告事項ですね。これからのやつですね。これを資料2ですか、また、事務局、お願いしたいと思います。

(事務局 中平課長)

それでは、議題の(4)の報告事項のほうの説明をさせていただきます。資料2の 16 ページをお願いいたします。

表題が「3 土地利用基本計画の報告事項について」という見出しになっております。

林地開発許可等の状況をここに掲載をさせていただいております。今回は、高知市が3件、佐川町2件、黒潮町1件、いの町1件、仁淀川町1件、大月町が1件、梶原町1件というかたちで、各森林地域の林地開発に関する計 10 件について、ご報告をさせていただきます。

この一覧表の番号の1から4までが当初の許可分、それから5番から 10 番までが変更許可になっております。

それでは、次の 17 ページをお願いします。

報告番号1の黒潮森林地域の縮小案件についてでございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますとおり、国道 56 号から四万十市古津賀駅を東に進んだ県道 339 号線の南にあります出口地区になります。

開発に係る森林面積は約8ha で、変更理由としては、工場・事業用地の造成等にかかる他用途転用によるものでございます。

他地域との重複関係につきましては、用途に定めのない都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

18 ページをお願いします。

事業の概要といたしましては、民間事業者Cが工場・事業用地の造成等を目的に土取りや残土処理場、それから農用地の造成などを行うものでございまして、令和4年5月に林地開発許可を受けており、許可期間は、許可日より3年間という予定になっております。

事業区域は、約 21.76ha で、今回形質を変更する森林は約 8.28ha となります。

19 ページをご覧ください。上空からの写真を掲載させていただきました。

次の 20 ページをご覧ください。開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップをこちらのほうに載せております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

報告番号1番、黒潮町ですが、いかがでしょうか。

当初許可ですからね、これからですね。もうちょっとほかの案件を見てからのほうがいいですかね。そしたら、後でこの黒潮、報告番号1番に戻っていただいても結構ですので、少し進めましょうか。

次、報告番号2番、春野町ですね。お願いします、事務局。

(事務局 中平課長)

はい。それでは、資料2の 21 ページをお願いいたします。

報告番号2の高知(春野町)森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますけども、春野総合運動公園から県道 36 号線を東に進んだ高知市南消防署(南部分署)の南側の春野町芳原地区になっております。

開発に係る森林面積は約1ha で、変更理由としては、土取場の造成事業にかかる他用途転用によるものでございます。

他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域と農用地区域を含まない農業地域となります。

22 ページをお願いします。

事業概要としましては、民間事業者Dが土取りを行い、平場を整備することにより、農地の復旧や山林整備を目的に開発を行うものでございまして、令和4年7月に当初の林地開発許可を約1ha で受けております。許可期間は、令和7年7月 27 日までの予定となっております。

事業区域は約 2.16ha で、今回形質を変更する森林は約 1.08ha となります。

23 ページをご覧ください。上空からの写真を掲載いたしました。

次の 24 ページには、開発エリアを赤い太枠の線で囲んだ防災マップを掲載させていただいております。

報告は以上となります。

(笹原会長)

ありがとうございました。高知市春野町、これは消防署の真ん前の案件でございますが、いかがでしょうか。

(委員)

ちょっとよろしいですか。

(笹原会長)

はい。じゃあ、委員、お願いします。

(委員)

この事業目的ですね。土を取った後の平地を農地として使う。農地として整備するためにですけども、今、中山間地域も含めまして、既存の農地が耕作放棄されている状況が多くなっておりまして、なんとか農業を

維持しようということで、今いろんな国なり県なりが施策を打っていると思うんですけど、具体的には、ここは農地整備した後に、どういう作物、作目を作る予定なんでしょうか。

(笹原会長)

これ、わかりますか。治山林道課さん。

(治山林道課 高宮チーフ)

すいません。具体的に何をということは、ここについてはちょっと聞いておりません。すいません。

(委員)

はい。わかりました。

(笹原会長)

ちょっと変な話ですが、私、この民間事業者D、これ、土を販売する会社なんです。実は私、ここの土を使って山崩れの実験をやってるんですよ。ですからよく……、よくというか、時々行くんですが、多分、農地整備は書いてみただけ、今のところは、じゃないかと思います。ですから、今回、純粹に、その……、以前土を取っていたところが大体表土なくなったなと思っていたら、これ、出てきたんで、その拡大が目的。ですから、問題はその後、多分、転売したりするのかなと思うんですが、このへん、よくわからないですね。だから「書いてみただけ」みたいな……。

(委員)

書いてみただけ……。合わないですよ。農地で販売しても。

(笹原会長)

小さいです、すごく。

(治山林道課 高宮チーフ)

よろしいですか。

(笹原会長)

じゃあ、高宮さん、お願いします。

(治山林道課 高宮チーフ)

今転売って、土地の話が出ましたけど、ここは、土地使用の同意で土取っていまして、1つ、現在、森林であるところについては、山に最後戻しますということは聞いてます。だから平地のところをどうするかって話を聞いたときに、農地にでもしようかという話……。笹原先生のおっしゃるとおりかなとは思いますが。はい。

(笹原会長)

そうですね。そういうことだそうですね。

(委員)

ちょっと具体的にどういうものを作るのか。多分、園芸作物とか、ハウスとかをつくるのであれば、採算が取れると思うんですけど、そこらへんのところ、少し、今後も見えていく必要があるかなと思います。

(笹原会長)

どうですか。

(治山林道課 高宮チーフ)

聞いてないんで。はい。詳しくは聞いてないんで。

(事務局 中平課長)

そこまでのちょっと今、情報はまだないようです、今のところ。

(笹原会長)

委員に言われちゃったよというところ、これぐらいにして。はい。そういうところですね。確かに山削って平地にしているような事業ですから、そういうところはあると思います。ちょっと見ていく必要がありますね。はい。ありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしいですか。

そうしたら次、3番いきましょ。同じようなのが出てくるかもしれません。また、春野町ですね。春野町、その2ですね。報告番号3番、お願いします。

(事務局 中平課長)

はい。それでは、報告番号3の高知市春野町の説明をさせていただきます。

25 ページをお願いいたします。

場所につきましては、右側の位置図に示してありますとおり、県道 279 号線から少し南西に入った種間越トンネル西側の山林になっております。

開発に係る森林面積は約2ha で、変更理由としては、太陽光発電所建設の造成にかかる他用途転用によるものでございます。

他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

26 ページをお願いいたします。

事業概要といたしましては、民間事業者Eが太陽光発電所建設を目的に開発を行うもので、山頂部を主に利用して太陽光パネルを設置し、約1MW の発電施設を建設する計画となっております。令和4年8月に林地開発許可を受けて、許可期間は令和4年 10 月 31 日まで。それから既に、これについては、事業が完了しておりますというところ です。

事業区域は、約 2.47ha で、今回形質を変更する森林は約 1.86ha となります。



27 ページをご覧ください。上空からの写真を掲載させていただいております。

28 ページには、開発エリアを赤い太枠で囲んだ防災マップを掲載させていただきました。  
報告は以上となります。

(笹原会長)

ありがとうございました。報告番号3番でございます。

太陽光発電ですね。細長いのかなと思ったら道路なんですね。先ほどご質問のあった 100m以下でしたっけ？のやつ……。

(事務局 中平課長)

幅 100m……。はい。

(笹原会長)

それと同じような感じですね。まあ、かかっていますけれど。いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら次、報告番号4番、佐川森林区域縮小でございます。これ、県の事業ですね。ご説明をお願いします。

(事務局 中平課長)

はい。それでは、次の資料 29 ページをお願いいたします。

報告番号4の佐川森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますとおり、国道 33 号線沿いにあるガソリンスタンド「エネオス土佐加茂」の少し南東にある加茂地域の山林となっております。

開発に係る森林面積は約7ha で、変更理由としては、工場、事業場の設置にかかる他用途転用によるものとなります。

他地域との重複関係につきましては、用途に定めのない都市地域と農用地区域を含まない農業地域となります。

30 ページをご覧ください。

事業の概要としましては、公益財団法人 エコサイクル高知が産業廃棄物の管理型最終処分場を整備することを目的に開発を行うものでございまして、令和4年8月に林地開発許可を受けており、許可期間は令和7年8月 31 日までの予定となっております。

事業区域は、約 23.06ha で、今回形質を変更する森林は約 6.72a ということになります。

31 ページをご覧ください。事業区域の写真を掲載しております。

それから次の 32 ページには、開発エリアを赤い太枠で囲んだ防災マップを掲載させていただきました。

報告につきましては以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

ご質問、ご意見、お願いします。

県の産業廃棄物の最終処分場をつくる場所ですね。

(委員)

そうですね。

(笹原会長)

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、ここの候補地選定委員会の委員長を私がやっているとございます。

何かございますでしょうか。よろしいですか。

今のこの処分場の設計に関する検討委員会があって、環境面も含めて厳しく見ていこうということですので、ご了解ください。

次、いきますと、今度、報告番号5番、いの町のものでございます。これ、お願いします、事務局。

(事務局 中平課長)

それでは引き続きまして、33 ページをお願いします。

報告番号5、いの森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図に示してありますとおり、いの町大内で、県道 39 号線を入りまして、県の消防学校に近い西南側の山林でございます。

森林地域の縮小の変更面積は約 17ha、それから変更理由としては、安定型処分場の設置、それからソーラー事業、建設残土の受入にかかる他用途転用によるとなっております。

他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

34 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、民間事業者Fが安定型最終処分場、がれき類の中間処理、焼却等の産業廃棄物処理、ソーラー事業、それから建設残土処理事業を目的に造成を行うものでございまして、平成 18 年に当初の林地開発許可を約 5ha で受け、その後、平成 18 年度の当審議会の内容を報告しております。また、平成 23 年 3 月には変更許可を受け、平成 23 年度の審議会の内容をご報告をさせていただきました。

本件につきましては、開発面積が 10ha 以上であるため、用地対策課所管の高知県土地基本条例の手続きを令和 3 年 8 月に経た後、森林法の開発許可を同年 10 月に受けているところでございます。

林地開発の許可期間は、令和 6 年 3 月 7 日までの予定となっております、事業区域は、約 40.89ha、今回形質を変更する森林は約 17.14ha となります。

なお、括弧書きの数字は、前回の変更から形質を変更する森林の増えた面積をここに記載をさせていただいております。

それから次の 35 ページをご覧ください。上空からの写真を掲載しました。

次の 36 ページには、開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せております。ご確認いただきますように、ここには砂防指定地が一部、事業区域に入っております。砂防指定地内で施設または工作物の新築や改築、土地の掘削、盛土、切土などの制限行為を行うには県知事の許可が必要であります、当該事業者は、防災砂防課所管の高知県砂防指定地管理条例に基づく制限行為許可を令和 4 年 1 月に受けていると

ころでございます。

内容については以上となります。

(笹原会長)

はい。報告事項5番、いのですね。安定型の最終処分場を民間の方がつくっている案件ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、委員、お願いします。

(委員)

形質を変更する森林が当初は4.98haで、それが変更になって8.57haになって、で、最終的には今回17haって、倍々になってるんですね。これって、オッケーなんですか。私なんか、建築の許可から見たら30坪の建物を建てるって言って許可出して、その次に60坪に変更して、結局は120坪になったよってというような話なので、ちょっとこれ、おかしくないかなって感じがしたんですけども、こういうものなんですか。

(笹原会長)

これ、いかがでしょうか、事務局。

(治山林道課 高宮チーフ)

すいません。治山林道課です。

オッケーか、駄目かという話でいうと、あり得ない話ではないということで。事業者が事業拡大、そこでしている中で、森林を他用途に転用しますという話なんで、その際には森林法に基づいて審査しますよということですので、事業者の事業計画に対して我々は審査しているということで、事業者が将来的にどうするかというところ、行き当たりばったりでは困るんですけども、土地をだんだん買って行って、じゃあ、この次こうします、こうしますって計画が出てくれば、我々はそれを粛々と審査することにはなります。

答えになっちゅうかどうかわかりませんが。

(笹原会長)

そういうお答えになります。ほかも、後からドンドン広げていくところ、ありますよね。

これ、ちなみに、林地開発許可の当初、平成18年の許可を取ったのは、やっぱり民間事業者Fさんですか。

(治山林道課 高宮チーフ)

はい。そうです。

(笹原会長)

そうですか。わかりました。

推測でものを言ったらいけないので事実だけ言っておきますと、民間事業者Fさんって、この、処分場が非常に得意な業者さんです。実は、この前の佐川の処分場の候補地を選定する委員会にも委員としてこの社長、呼ばれてました。かなり技術的にもいろいろ知っておられたので、先ほどの治山林道課さんの話の中に

あった事業の拡大、要はゴミがばんばん出るということなのかもしれないという気はいたします。ただ、ちょっとそれは推測になりますのであれですが。

事実としては、当初許可から同じ事業主体が取っているということですね。はい。

じゃあ、どうですか。

(委員)

ちょっと。

(笹原会長)

じゃあ、藤本委員。手短にお願いします。

(委員)

手短に。先ほどの岡部さんの話でよくわかりますけど、結局、都市計画法の開発許可の場合は、1,000 平米、3,000 平米、5,000 平米で、面積要件で、工事の内容とか、緑地の、道路の幅とか、擁壁の問題とか、いろんなことが変わりますけど、林地開発では面積要件が増えても工事内容は変わらないんですね。だからあとで、ひっつけても今までやってた工事でそのまま、面積が増えても通用するというふうになると、そういうことだと思います。

(笹原会長)

そんな、そういう解釈でよろしいですかね。

(治山林道課 高宮チーフ)

まあ、大きくは変わらないのでよろしいかと思います。必要な防災施設というところかというと、増えた分、じゃあ、水が増えますよというときに、ここも調整池がいくつかありますけど、調整池が増えるとか、そういうことは出てこようかと思えますけども。基本的に、擁壁がなければいけないとか、切りがどうであるかというのは、面積要件にかかわらず一本、間違いはないです。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。そういうことで、ちゃんと……、ちゃんとというか、林地開発許可の技術的審査の内容も私も何となく知っているので、今お話をしてもらった調整池とか、面積が増えたら調整池を増やすとかちゃんとやってるので、土砂流出という意味においては、ひと安心かなとは思いますが。あとは砂防指定地にかかっているんで、二重の網を超えているというところもありますが。はい。よろしいでしょうか。

そうしましたら次に報告番号6番、春野町でございます。平和団地の南側、これ、事務局お願いします。

(事務局 中平課長)

それでき、引き続き 37 ページをお願いいたします。

報告番号6の高知(春野町)森林地域の縮小案件になります。

場所は、右側の位置図に示してありますけども、高知競馬場から少し南西方向にある高知市春野町東諸木

の山林となります。

森林地域の縮小変更面積は約3ha、それから変更理由としましては、太陽光発電所建設の造成にかかる他用途転用によるものでございます。

他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域と、農用地区域を含まない農業地域となります。

38 ページをお願いします。

事業の概要としましては、民間事業者Gが、太陽光発電所建設を目的に行うもので、主に山頂部を利用して太陽光パネルを設置し、約 1.5MW 発電施設を建設する計画となっております。

令和2年 10 月に当初の林地開発許可を約2ha 受け、昨年8月の当審議会で内容のほうをご報告させていただいております。林地開発の許可期間は、令和4年 11 月 30 日までになっておりますけども、現在、工期変更等の手続き中でございまして、引き続き事業を行っていく予定というふうに聞いております。

事業区域は、約 4.52ha で、今回形質を変更する森林は約 3.15ha となります。森林を変更する区域が前回より約 1.25ha 増えているところでございます。

39 ページをお願いいたします。上空からの写真を掲載しております。

それから次の 40 ページには、開発エリアを赤い太枠で囲んだ防災マップを掲載いたしました。

報告内容は以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

報告番号6番、春野町ですが、いかがでしょうか。太陽光発電ですね。

(委員)

ちょっと。

(笹原会長)

じゃあ、委員。マイクを使ってください。

(委員)

はい。こちらの 38 ページの、この許可満了年月日、これは、令和4年 11 月 30 日で、これが、要は許可が下りて、この期間内に仕上げる許可を出していますよということだと思っておりますが、工事が変更して遅れる場合には、先ほど言われたようにもう1回、理由書とか、工事内容を出して、で、変更届を出して、もう1回、再度許可を延長するような手続きを取ると、そういうことですか。

(事務局 中平課長)

おっしゃるとおりです。工事が完了せずに工期を変更するので、再度、変更の申請があって許可を下ろすと、そういう流れになっております。

(委員)

そうしたら相当厳しくやっていますね。

(笹原会長)

委員、マイクを使って。

(委員)

すいません。あれ、独り言と思ってもらっていいです。

(笹原会長)

マイクを使わないと議事録、ウニャウニャになっちゃうんで。

(委員)

いや、あれ、独り言で、議事録……、厳しくやってるねということで。

(笹原会長)

あれですね。工期変更予定で、これからも多分、事業が続くということで、少し見ていかないといけないでしょうね。

(委員)

はい。

(笹原会長)

ほか何かございますか。よろしいですか。

そうしましたら、報告番号7番、仁淀川ですね。仁淀川町、これを事務局お願いします。

(事務局 中平課長)

はい。それでは、資料の41ページをお願いします。

報告番号7の仁淀川森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図に示してありますけども、仁淀川町にある鳥形山の南東で、国道439号に隣接した山林となります。

森林地域の縮小変更面積は約4haで、変更理由としましては土捨場の造成にかかる他用途転用によるものとなります。

他地域との重複関係につきましては、農用地区域を含まない農業地域となっております。

それでは次、42ページをお願いいたします。

事業の概要としましては、民間事業者Hが行う公共事業などの残土処理を目的にした土捨場で、平成30年8月に当初の林地開発許可を2.31haで受けております。令和3年12月に林地開発許可の変更許可を約3.6haで受けているというところでございます。

それから許可期間は、令和6年12月15日までの予定となっております、事業区域は約12.46haで、今回

形質を変更する森林は約 3.6ha となります。森林を変更する区域が前回より約 1.28ha 増えているという状況でございます。

次の 43 ページをご覧ください。上空からの写真を掲載いたしました。

それから次の 44 ページには、開発エリアを赤い太枠で囲んだ防災マップを掲載いたしております。

報告については以上となります。

(笹原会長)

ありがとうございました。報告番号7番ですが、いかがでしょうか。

ご意見、ご質問等々ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次が報告番号8番ですね。大月町でございます。事務局、お願いします。

(事務局 中平課長)

はい。それでは、次、45 ページをご覧ください。

報告番号8の大月森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図にございますように、幡多郡大月町の南に位置します、頭集地区で、県道 43 号線から北西に入った山林となります。

森林地域の縮小変更面積は約9ha で、変更理由としては土石の採掘にかかる他用途転用によるものとなります。

他地域との重複関係につきましては、農用地区域を含まない農業地域となります。

次の 46 ページでございます。

事業の概要としましては、民間事業者Iが土石の採取を目的とした開発で、採石場の南側に事業区域を広げる計画となっております。昭和 62 年1月に当初の林地開発許可を 0.6ha で受けておりまして、何回かの軽微な変更や、地位継承により事業者も変わっております。当審議会では、第 39 回と 43 回に報告を行っております。

林地開発の許可期間は、令和7年7月 24 日までの予定となっております、事業区域は約 16.49ha、それから今回形質を変更する森林は約 9.21ha となっております。森林を変更する区域は平成 14 年の変更許可より、約 2.11ha 増加をしているというところです。

47 ページをご覧ください。上空からの写真を掲載いたしました。

それから 48 ページには、開発エリアを赤い太枠で囲んだ防災マップを掲載いたしました。

内容につきましては、以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

大月町の頭集(かしらつどい)地区ですね。(読み方が)難しいですね。ご意見、ご質問ございますでしょうか。土取場の拡張ということですね、これは。いかがでしょうか。よろしいですかね。

また、もし、必要であれば後で戻っていただければ幸いです。

次、報告番号9番でございます。今度は梶原町ですね。事務局、お願いします。

(事務局 中平課長)

はい。それでは、資料の 49 ページをお願いいたします。

報告番号9の梶原森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図にありますとおり、高岡郡梶原町の豊原地区にある国道 197 号を南下した県道 26 号線に隣接した山林となります。

森林地域の縮小変更面積は約6ha、それから変更理由としましては土石の採掘及び安定型最終処分場の造成にかかる他用途転用によるものとなります。

他地域との重複関係につきましては、農用地区域を含まない農業地域となります。

50 ページをご覧ください。

事業の概要といたしましては、民間事業者J、それから民間事業者Kが、岩石の採取、それから採掘跡地を有効活用して、安定型最終処分場を整備する目的で、平成4年8月に当初の林地開発許可を約 1.65ha で受けております。その後、軽微な変更を繰り返しまして、令和4年6月に林地開発許可の変更許可を約 5.84ha で受けております。

許可期間は、令和7年6月5日までの予定です。事業区域は約 12.06ha で、今回形質を変更する森林は約 5.84ha となり、森林を変更する区域が前回より約 1.5ha 増加しております。

51 ページには、上空からの写真を掲載いたしました。

次の 52 ページには、開発エリアを赤い太枠で囲んだ防災マップを掲載いたしております。

ご確認いただけますように、砂防指定地が事業区域に入っております。砂防指定地内で施設または工作物の新築や改築、土地の掘削、盛土、切土などの制限行為を行うには、県知事の許可が必要であります。当該事業者につきましては、防災砂防課のほうに高知県砂防指定地管理条例に基づく制限行為許可を令和4年2月に受けているという状況でございます。

内容についての報告は以上となります。

(笹原会長)

報告番号9番、土石の採取、土取場ですね。で、最終的に安定型最終処分場ということでございますが、事業主体は2社ですね。いかがでしょうか。ご意見、ご質問等々ございませんでしょうか。

これちょっと私から1点、平成4年に当初の林地開発許可を取ったと、このときもこの2社、民間事業者Jさんと民間事業者Kさんだったんでしょうか。わかりますか、治山林道課さん。

(治山林道課 高宮チーフ)

すいません。もともと民間事業者Jだけで土石の採掘をやっていたと。で、ぼっかり穴ができたんで、最終処分場、安定型としますと。もともと最初は廃土をそこに、穴に捨てる予定だったんですけども、有効活用ということで、そこに民間事業者Kさんが入ってきて、最終処分場をやりながら土とサンドイッチで埋めていくという状況だというふうに認識しています。

(笹原会長)

わかりました。民間事業者Jだけだとできないからということですね。



(治山林道課 高宮チーフ)

はい。そうです。

(笹原会長)

わかりました。ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

ですから、あれですね。土石の採取、事業を拡大していくと、そのときの有効利用が必要になるんで、こういう最終処分場とかになることが結構多いということですね。

はい。ありがとうございました。

そうしましたら、最後かな？ 報告番号 10 番、佐川町でございます。さっきの県の最終処分場の北側ですね。よろしくお願ひします。

(事務局 中平課長)

はい。それでは、資料の 53 ページをご覧ください。

報告番号 10 の佐川森林地域の縮小案件になります。

場所は、右側の位置図にありますとおり、土佐加茂駅から少し南西の方向になりますけども、国道 33 号の西側に位置する加茂地区の山林となっております。

森林地域の縮小変更面積は約 6ha で、左側の土地利用基本計画図の黄色の網掛けの中の赤色の部分が今回の報告事項となります。変更理由としましては、事業用地の造成にかかる他用途転用によるものでございます。

他地域との重複関係につきましては、用途に定めのない都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

54 ページをご覧ください。

事業の概要といたしましては、民間事業者 L が事業用地の造成、これは太陽光発電施設とか、資材置場を目的に行うもので、平成 19 年 1 月に当初の林地開発許可を約 6ha で受けまして、平成 19 年度の当審議会で内容について報告をしているところでございます。

それから平成 20 年 12 月には変更許可を受け、平成 23 年度の審議会で 22ha の森林地域縮小の諮問をしているというところなんです。なお、当時のルールで 10ha 以上の民間事業者の許認可につきましては、許可処分後の審議としておりましたことから、この 22ha にかかる計画図の変更処理は既に終わっているというところなんです。

その後、平成 24 年 7 月には変更許可を受け、平成 26 年度の審議会で約 3ha の林地開発許可の報告を行っているところなんです。

今回の報告は、土地利用基本計画の森林地域から外れた、22ha を除いた面積となりますことから、ページの右下にありますように、平成 24 年の変更分の①、これ約 3.27ha、それから令和 4 年の変更分の②になりますけども、約 2.49ha を合わせた約 5.76ha の変更となります。

林地開発許の許可期間は、令和 7 年 7 月 4 日までと予定しております。事業区域は約 53.61ha で、今回形質を変更する森林はまだ事業完了ではありませんので、約 28.67ha となります。なお、本件につきましては、開発面積が 10ha 以上であるため、用地対策課所管の高知県土地基本条例の手続きを平成 20 年 3 月に行っ

ております。

55 ページをご覧ください。上空からの写真をこちらのほうに載せております。

それから 56 ページには、開発エリアを赤い太枠で囲んだ防災マップを掲載させていただきました。

内容の報告は以上となります。

(笹原会長)

ありがとうございました。

報告番号 10 番、佐川ですね。太陽光発電施設用地ということでございます。いかがでしょうか。

ちょっとこれ、私から確認のための質問なんですが、54 ページの地図がございましてね。今回の報告が①と②の 5.7694ha……、5.8ha と。で、今回の報告のこの 5.8ha の範囲というのはどこになるんですか。この黄色で囲まれたところ？

(事務局 中平課長)

53 ページの左側に土地利用基本計画図がございまして、この黄色の中に赤で示したエリアですね。

(笹原会長)

これが 5.76……、まあ、5.77ha？

(事務局 中平課長)

はい。

(笹原会長)

お願いします。治山林道課さん。

(治山林道課 高宮チーフ)

今、事務局からありましたように、概ねここになります。54 ページで見ますと、右下に資材置場用地というふうに新たにありますが、ここが概ね増えたところにはなってきます。

(笹原会長)

この赤の囲みですかね。資材置場用地の矢印を辿っていくと、白地の地図の赤の囲みに入ってますけど、ここってことですか。

(治山林道課 高宮チーフ)

はい。法面を含みますけども、はい。そうですね。このあたりになります。

(笹原会長)

ちょっとこの 54 ページの地図と 53 ページの左側、土地利用基本計画図の赤で塗ったところの形が合わないので、どうなのかなと思ったんですが。

(治山林道課 高宮チーフ)

すいません。事務局ともう1回すり合わせておきます。すいません。

(笹原会長)

これ、そうですね。地図のあれが合わないというのは、ちょっと資料としては重大なことだと思いますので、ぜひご確認ください。

あともう1つ、当初許可、平成 19 年、これ、当初許可いただいたのも民間事業者Lさんですか。変わってない？

(治山林道課 高宮チーフ)

はい。変わってないです。

(笹原会長)

わかりました。はい。

ちょっと委員の皆さん、そういうことで、54 ページの地図が少し不確かなところがございます。そういう中で何かいただけるご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、これで報告事項 10 件、ご意見いただきましたので、報告を終わりにしたいと思います。

いくつか宿題が出ましたが、事務局にお願いしたいと思います。

次は、議題の「(5) 前回審議会における質疑及び報告について」、これ、2件か3件ありましたね。もっと出たのかな？ 前回の宿題について、事務局からご報告いただきたいと思います。

(事務局 中平課長)

それでは、議題の(5)、前回審議会における質疑、それからちょっと報告事項が1点ございますので、資料3の1ページをご覧ください。

前回の審議会におきまして、各委員からご質問、ご意見をいただきましたことが、ちょっとこの場でご報告せないかんのが2点ございます。そのときのご意見についての回答。加えて、審議会後に笹原会長のほうから1点情報提供をいただいております。これは群馬県での事案についてですけども、これをあわせてご報告をさせていただきます。

まず前回での質疑につきまして、資料3の1をご覧ください。

図面に変更区域の変遷がわかるような表記にしてはどうかというご意見をいただいております、治山林道課のほうに確認をしましたところ、今回の審議会の資料については、事業者のほうから申請時に提出された資料を使っているというところで、今回の資料では表記のほうができおりませんが、次回の審議会の資料につきましては、変更区域の変遷がわかるようなかたちでの図面になるように、事業者のほうにも申請時にそういう資料になるように周知を行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、2番、モニタリングの調査結果について、中土佐町の案件についてご説明をいたします。

そのときの審議の内容、当初の目的については、この資料の3ページをご覧ください。3ページを見ていただくと、事業目的が「農用地の造成」というふうになっておりましたけども、昨年6月、夏の審議会のときに、ご

報告に先立ってモニタリング調査をしたときには、資料の4ページから6ページにありますように、農用地の造成だったものが太陽光発電施設になっているということで、これについて、土地の地目であったり、それから所有者などの情報、それからこういったことになった経緯についてわかる範囲で、可能な範囲で調べてほしいというご意見をいただいております。

そこで、我々もちょっと情報をどこから取ったらいいのかということもありましたけども、地元の中土佐町役場の担当課に問い合わせをいたしまして、内容の趣旨を説明して調査を行ったんですけども、担当課のほうからは、ちょっとこれ、個人情報を含むようなこともあるし、それから調査についての法的な権限がないのであれば、回答については控えさせてもらいたいという、相手からの話でございましたので、残念ではございますけども、現時点での状況を確認することができませんでした。

我々のほうで確認できる内容としては、現在発電施設の運営会社について現地の柵に設置した看板の内容についてご報告するというのが今できることかなというところでご理解をいただけたらと考えております。

ちなみに現地の柵に掲げている看板については、現在の事業者が民間事業者Mというところ。これ、大阪市にある事業者さんが事業者というかたちでの掲載になっています。これについては、それ以外にも保守点検の責任者は、民間事業者Nというところ。それから、運転開始年月日が2021年10月1日と、そういった表記が看板のほうにされていたという状況でございます。

(笹原会長)

ちょっと、ここで1回、切りましょうか。内容というかな、性格が違いますんで。

(事務局 中平課長)

はい。

(笹原会長)

そしたら、まず、報告事項の上ですね。畠中さんのご意見と、あと中土佐町のモニタリングの調査結果について、こういうようなことでございます。

1件目、変更区域の変遷については、ちょっと事務局、治山林道課さんとか、関連各課さんのご努力を待つしかないと思っております。あとは、古いものに関してはなかなかできないところもあるかと思っておりますので、少しご努力をお待ちしましょう。

2番目については、そういうことでございます。仕方ないなと思うと同時に、私個人としては、これ、嫌われるなと思うんですね。いいんです。これが効果なんだと思います。県、こんなことやってるんだ。何か、委員会があって、そんなこと言ってるんだと思わせるっていうところが大事ですので、こういう対応をしていただくということも重要だと思います。

何かございますでしょうか。

(委員)

それ、ちょっといいですか。

(笹原会長)

じゃあ、はい。

(委員)

さっきの運営会社は、民間事業者Mと聞いたんですが、この土地が、所有権移転登記されているかどうか。それ、確認されました？ 謄本等で。

(事務局 中平課長)

そこはちょっと確認できておりません。

(委員)

そうですか。

(事務局 中平課長)

はい。

(委員)

結局、農用地で林地開発で許可取って、転売してるとか、それから最低でも賃貸借してるということは間違いはないわけですが、やはりその事実関係……、謄本1枚取れば簡単にできる、わかるんで、一応、所有権移転登記がされているかどうか確認したいほうが、今後の参考になるんじゃないでしょうか。

(笹原会長)

事務局、できますか。法に基づく権限的に。

(委員)

いや、インターネットで取れますから。

(笹原会長)

ホントに？

(委員)

これ、番地がわかってますから、簡単に取れます。

(事務局 中平課長)

所有者は、登記簿の情報がそのまま……。

(委員)

登記簿上……、法務局。

(事務局 中平課長)

法務局。

(委員)

はい。

(事務局 中平課長)

費用面は、要るんでしょうかね。

(委員)

いや、380 円で……。330 円ぐらいで、インターネットで取れますんで。県は……。

(事務局 中平課長)

すいません。ちょっと情報源が別にございますので、ちょっと確認をして。

(委員)

簡単、簡単、簡単に取りれる。

(事務局 中平課長)

すいません。はい。

(委員)

個人情報関係ないです。

(笹原会長)

できる範囲で結構ですから。

(事務局 中平課長)

はい。また各委員には、その内容について、また情報が伝わるようにしますので。すいません。

(笹原会長)

なおかつ、こういう議論をしたということがしっかり残りますんで、重要ですね。はい。

ほかにござますでしょうか、この2件について。よろしいでしょうか。そうしましたらちょっと事務局さんからの情報提供を待ちましょう。

そうしましたら次に報告事項というところで、ちょっと私に変な情報を用地対策課さんに送ったんですが。ちょっと、私びっくりした……。びっくりしたというか、ちょっとヤバいなと思ったことがあったので、少しご検討いただいたということがございます。

じゃあ、これ、お願いします。事務局のほうから。

(事務局 中平課長)

そしたら続きまして、報告事項ということで、資料3の中間辺りから下半分のところに報告事項の内容を記載させていただいています。

これ、昨年8月に、審議会後に笹原会長のほうから情報提供いただきまして、内容につきましては、群馬県での事案になってきます。

資料7ページに、NHK のウェブでのニュース記事についてちょっと字が小さいので見にくいと思いますけども、当時の記事をここに載せさせていただいております。

内容につきましては、昨年の8月に群馬県が発表した内容になります。環境森林事務所の職員が森林開発の許可や保安林解除の申請を無断で許可を出したりとか、申請を放置していたということ。これ、職員の不祥事になるんですけども、これが発覚したという内容の報道になります。このことで、許可の確認ができない、太陽光発電施設、それから自動車道の工事現場にある保安林解除の手続きがあったという内容になります。

群馬県のほうでこれが発覚した経緯として、航空写真を使って定期的に行っている調査で発見したというふうな内容になってるんですが、このことについて、笹原会長のほうから「航空写真を使って定期的に林地開発許可とか、そういった行為を定期的を確認しているのか、高知県でもやっていますか」という問い合わせやっただんですけども、これについて、「高知県でも同様の航空写真等を使った調査をやっているのか」ということを担当部署、県の治山林道課のほうに確認をいたしました。

結果的に言いますと、やってないというのがあるんですけども、治山林道課のほうにお聞きしますと、林地開発に関しては、定期的に違法開発の監視を行っているわけではないんですけども、森林法に基づく市町村への伐採届の内容、それから林業事務所の業務において、違法開発の疑いがある現場を発見した場合などは、その都度、情報提供をいただいて、関係機関が連携して状況の確認を行っています。それから、また、日々の関連する業務においても航空写真等を利用することがありますので、その際に違法開発が発覚した、発見したということがあれば、またそれを、情報共有を関係部署でしながら対応しているんだというところで、定期的にチェックをしているわけじゃないんですけども、いろんな方法を使って林地開発については目を光らせているんだよという、そういう内容でございます。

実は、今回のこの報道を受けて、群馬県のほうにもこの事案を聞いたところ、群馬県自身も、定期的にチェック、調査をしているというような記事になってたんですけども、定期的に航空写真で監視活動をやっているわけでもないというような、担当レベルでの確認はいたしております。

このことについて、笹原会長のほうから、この審議会で各委員さんに情報提供をしたうえで、情報共有を図ってくださいということでしたので、今日、このようなかたちで報告をさせていただいております。以上になります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

この NHK のニュースの群馬県の職員さんが処分されたことが重要なんではなくて、そのあと、航空写真を見ていたら、たまたま見つけたというところ、ここに私引っかかりまして、これ、いい手段だなと。私ども、次の(6)でもありますモニタリング調査って呼んで、やってますよね。この審議会の権限外なんですけども、できる範囲で過去の案件のフォローアップをすると。そういうものに有効な手段だなと、航空写真とか、あと衛星とかも

ありますけど。ですから、そういうものの利用っていうのはどれだけなされているのかということをやっと高知県さんのほうにお聞きしたということでございます。

ほかの業務でも腐るほど航空写真とか使っておられるんですね、森林行政の中で。その中で、やっぱりそういうところがあると。処分はされませんが、群馬県みたいに見つけるということがあるということですね。ですから、そういうかたちでも少し、他業務の中で検討されているということもあるということは、皆さん、頭の中に入れておいていただけるとありがたいと思います。

ということですが、いかがでしょうか。本当は定期的にやっていただきたいというのはあるんですが、今の県の役所の中のマンパワー、人手不足ということを考えると、なかなかあまり過度な要求もできませんので、このお答えで私、安心いたしました。ぜひこういうかたちで目を光らせておいていただければありがたいと思います。

ありがとうございました。よろしいですか。

そうしましたら次ですが、議題の(6)モニタリング調査ですね。四万十町森林区域の縮小、太陽光発電所ということで事務局からご説明をお願いします。

(事務局 中平課長)

それでは、議題の6ということで、モニタリング調査の結果についてご報告をさせていただきます。

モニタリング調査が始まったきっかけ、経緯については、先ほど会長のほうからご説明がございましたけども、例年、土地利用基本計画については報告事項というかたちで議題に取り上げてはありますが、これとは別に開発完了後の二次利用等についてチェック・監視をしていくというところで、独自にこの審議会の中で議題として取り上げて、事務局が調査した内容をこの場でご報告をさせていただいているところです。

過去の審議会で諮問させていただいた件について、今回ご報告をさせていただきます。

資料の4をご覧ください。

平成28年度の審議会で諮問させていただいた四万十町の林地開発許可にかかる案件となっております。

1ページをご覧ください。

場所は、右側の位置図に示してございますとおり、四万十町中央インターチェンジから国道56号線を東に車で約5分進んだところの仁井田地区になります。なお、高速道路のほうからも現地を確認することができるかと思います。

約4haの森林地域の縮小になりまして、資料の2ページにありますように、事業目的が太陽光発電所の造成で、事業主体は、民間事業者〇、事業期間が平成26年11月から平成27年11月で、事業の完了は平成27年11月となっております。

なお、1ページから3ページについては、当時の資料の抜粋というかたちで今日添付をさせていただいております。

それから4ページから7ページの資料をご覧ください。今年1月に現地のほうへ出向きまして、現地を確認したときの写真を4ページから7ページに付けさせていただきました。当時と同じ太陽光発電設備として使用しておりましたが、事業者が広島県の民間事業者Pに変わっております。

確認した内容、モニタリング調査結果については以上となります。

(笹原会長)



はい。ありがとうございました。

私どもの法律でいうところの私どもの権限外の仕事ですので、自ずと限界があるところはございますが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。看板はきれいですね。

すいません。じゃあ、畠中委員、お願いします。

(委員)

はい。すいません。

モニタリング調査の結果そのものをなかなかちょっと読み取るというのが難しいのですが、先ほど、この委員会の冒頭で笹原さんが池地区の案件のときに、「時々パトロールしてます」っておっしゃってましたけど、そういう現場パトロール的なことをやりたいなと思いました。

勝手にノコノコ行くことはできないでしょうけど、この県が行うモニタリング調査のときに委員である私たちを連れて行っていただくということできないのかなと。っていうのが、どうしても毎回毎回委員会で地図と図面と写真とでだけ、その危機感というのを勝手に何か増幅させているような感じもして。で、詳しい方と一緒にこの現場に行くことで図面からは読み取れない情報っていうのを得ることで、委員会でもう少し審議っていうのに結びつくのではないかと思ったので、大変個人的なリクエストではございますが、ぜひモニタリング調査のときに都合が合えば、現場に連れて行っていただきたいなという要望です。すいません。失礼しました。

(笹原会長)

事務局、いかがですか。

(司会)

何とも。

(事務局 中平課長)

ちょっと、ごめんなさい。ここで即答はできないので、ちょっと持ち帰って……。

(委員)

はい。ご検討ください。

(事務局 中平課長)

現場へ行くとなると、やっぱり事故とかがあってもいけませんので、保険を掛けるとか、そんなとこまで考えが及んだりしますので、ちょっと持ち帰って検討させてください。

(笹原会長)

なおかつ、今のご提案に関しては、この場ではちょっと議論できないと思うんですよ。意味をお酌み取りください。議事録になりますんで。ですから、課長、わかるよね、意味？ ねえ。そういうかたちで、ちょっと……。

ほかに、いかがでしょう？

私の池地区のパトロールというのは、たまたまお散歩というか、ジョギングの途中で。去年、細川さんの、あ

そこの……。

(委員)

一宮の……。

(笹原会長)

一宮にしてもそうですよね。だからそういうのも有効なんですよ。はい。  
ほかいかがでしょうか。じゃあ、委員お願いします。

(委員)

すいません。今の委員の意見の追加ですけども、多分モニタリングというのは、非公式なものなので難しいのかなって思うんですが、この審議事項、諮問事項の中ですよ。一番最初にあった。

(笹原会長)

諮問。

(委員)

あれは行けるんじゃないかなと思ったんです。

(笹原会長)

諮問……。どうですかね。今のご提案。諮問事項と、あと報告事項も法律の定めるところですよ。このへんはいかがでしょうか。

(事務局 中平課長)

すいません。何か懸念される事項がないかどうか、確認をさせていただいて。ちょっと、細かい話ですけど、旅費が発生したり、それから事故があったときの対応がどうなのかとか、いろんなところを確認しないと即答がちょっと、今すぐできないので、持ち帰り、検討させていただきませんか。

(笹原会長)

はい。旅費とか、保険の問題、それもおそらく事務局としては非常に重要だと思うんですが、ちょっとあえて言わせていただくと、二義的なんです。まず、法律上それができるかどうかというところをご確認いただいて。すぐにやってくれと言うつもりはございませんので、お金も、予算も必要ですし、予算要求、財政当局にしなければいけませんから、それでできそうであれば、実現に向けて努力するというかたちでどうでしょうか。

(事務局 中平課長)

はい。わかりました。ちょっと持ち帰って、そういった方向性を持ちながら検討させてください。はい。

(笹原会長)

そしたらこれは、事務局、よろしくお願ひします。  
ほかにいかがですか。

(委員)

ちょっと最後。

(笹原会長)

はい。そしたら、委員、お願ひします。

(委員)

簡単で。

すいません。そしたら国土利用計画法で、いわゆる届出、山林の場合の届出等は、県のほうは、これは受けて、確認されてます？ 例え、先ほど太陽光発電ができたところを、1万平方メートルを超えれば、売買しておれば国土利用計画法の届出が必要になるんですが、そういう届出等の確認はされてます？ 買った場合も、売する場合も、山林の届出の必要があるということ。

(司会)

すいません。お答へします。

届出の関係というのは、ものすごくたくさん出てきておまして、それをなかなか1件1件確認していくというのは、なかなかマンパワー的に難しいです。

(委員)

ああ、ああ。そんなにありますか？ 届出。

(司会)

すごくあります。はい。それも森林とかに限らずですけども。

(委員)

そしたら結構みんなやってるということですね、届出、ちゃんと。

(司会)

そうですね。

(笹原会長)

これ、森林の、治山林道課さんのほうでは、今の件、いかがですか。森林法の枠内で。

(森づくり推進課 工藤課長補佐)

森づくり推進課の工藤と申します。

森林の土地の所有者の届出というのが各市町村に届くようになっていきます。で、私どものほうも年に1回、その情報を市町村からいただくようになっていまして、で、うちで管理する森林関係の森林簿というのがございますが、その所有者の書き換え、そういったものは対応しております。

(委員)

僕の言ってるのは、林地開発許可の出た分だけの届出のチェックするといったら相当……、それから、それを転売した場合をチェックするといったら相当困難、たくさんあるから困難ということですか。

(笹原会長)

どうですか。

(司会)

すいません。繰り返しになりますけど、件数が……。

(委員)

多い？

(司会)

ものすごくありますので、それを現地確認というのは、今のちょっと我々ではできないと。

(委員)

わかりました。はい。

(笹原会長)

できるかどうかは別として、そういう問題もあるということですね。大きな問題かもしれません。ただ、解決どうするのかというのは、少し議論が必要だとは思いますが、なかなかしんどいところがございますね。ただ、諦めずに少しでもいい方法を見つけていくということじゃないかと思います。

あと、いかがでしょうか。

今のモニタリングの結果について議論があったのが、追跡調査をどうやっていくか、この権限のない中で。あと体制ですね、お金も含めた。どうやっていくかというところ。これに委員の皆さん、かなりご関心があるということで、少しでもいいモニタリング調査を今後もやっていければありがたいなと思います。

そういう意味では、今日の、この前の「(5) 前回審議会における質疑及び報告について」という、宿題ですね。あれは非常にありがたいなと思っております。非常にお手間をおかけすることになりますが、用地対策課さんのみならず関係各課さんにもお手間をおかけしますが、意義をご理解いただければありがたいと思います。

最後にちょっと私から、資料4、「モニタリング結果の詳細について」、この資料そのものについてですが、これ、そっくり諮問事項と報告事項の様式を使っている。で、だから、これ、パッと見ると諮問か、報告かって思っちゃうんですよ。だけど、これ、法律に基づいたものではないので、誤解を受けないためにも少し様式をガ

ラツと変えたほうがいいかなと思います。ちょっとそこもご検討ください。

そうしましたら(6)モニタリング調査、終わりました。

最後、議題が(7)その他でございますが、これ、何か事務局ございますでしょうか。

(事務局 中平課長)

特にございません。

(笹原会長)

わかりました。

そうしましたら、あと、委員の方、何か、最後ご発言あれば……。よろしいですか。

それでは、これで今日のすべての議事を終了いたします。委員の皆様には熱心にご議論いただき、また議事の進行にご協力をいただいたことに感謝申し上げます。あと、それとともに事務局の用地対策課さんのみならず、治山林道課さんをはじめとした関係各課にもご協力いただいているところも非常に感謝申し上げますところでございます。

今後とも、高知県の土地施策にご協力賜りますよう、お願い申し上げて、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

(司会)

ありがとうございます。

事務連絡をさせていただきます。

(事務局 寺元主幹)

すいません。担当、寺元です。

最後に、議事録に関してですけど、議事録署名人の畠中委員さんと松島委員さん、あと会長に議事録の確認をいただいて、また、皆様、各委員さんに送らせていただきますので、よろしく願います。

#### **4 閉会**

(司会)

それでは、長時間、大変お疲れさまでございました。

これをもちまして第60回高知県国土利用計画審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。